



「たどりつけない想い」 2007年
①～③は同じ作品です。見る角度によって見え方が違ってきます。



「たどりつけない想い」 2007年



「受け入れる」 黒陶 2005年



庭では烏骨鶏を放し飼い

第7回

烏骨鶏が放し飼いされていた秦野のやきもの工房 わだよしみ 和田吉美さん

和田さんのお宅を訪ねると、庭に放し飼いにされた数羽の烏骨鶏うこっけいが出迎えてくれました。来客があるとひとしきり騒ぎ立てるとかで、昼間ながら時をつくるコケコッコという鳴き声はご近所にも高々と響き渡りました。夜明けが大変ですと訊くと、朝の2時ごろから鳴きはじめたりするのだそうです。そんなことは東京ではありえないことです。神奈川県のほぼ中央、新宿から小田急線で1時間半ぐらいのところにある秦野市というところは、鶏が生活できる環境がまだ残っているのです。

ここに和田さんが陶芸の工房を構えてもう30年近くになります。旦那さんも同じくやきものを作っています。ご両人とも京都市立美術大学で陶芸を専攻して、卒業後は横浜市の大倉陶園に勤めていましたが、やがて独立して陶芸家として活動してきました。

写真掲載した作品は創作陶器—彫刻風のいわゆるオブジェ作品です。和田さんの創作陶器には黒陶という黒色単味のもの、白化粧という白色単味のものがあります。黒陶は曲面で構成された有機的な形、白化粧のものは直線や平面で構成された幾何的な形をしています。白の方は表面にごく薄く釉薬をかけて翳りを出し、それによってかえって白が明るく見える効果を出しています。黒い作品と白い作品はとても対照的なので

すが、作者の中では両者が同居しているのはごく自然なこととしてあるようです。

さて今回は「たどりつけない想い」とタイトルされた白化粧の作品シリーズにスポットを当てます。平面を組み合わせた箱のような形の中に、必ず四角い窓があいていて、向こうが透けて見えたりします。写真掲載の作品は、壁と柱の間に回廊が走っているように見えます。見る角度を変えていくと見え方が徐々に変化していきます。

面と面、面と稜線、そして面で囲まれた空間と窓のような空間、それらの関係のなかにいわゆる“間合い”の感覚のはたらきがあって、作品のあちこちに視線をさまよわせるということそれ自体が、ちょうど音楽を聴くのと同じような心地よさを味わうことができます。壁や稜線に沿って視線が滑っていくような、あるいは奥へ奥へと誘われていくような感覚が体験され、私（筆者）にはそれが、作者の思考の跡をなぞっているように感じられるのです。

この作品は粘土をひも状にして積み上げていく方法で作られています。しかし手の痕跡は消されています。その代わりに「思考の痕跡」が浮上してくるというわけです。オブジェ作品というのはそういうふう愉しむことができます。「見ることの快楽」ということがあるのですね。

作品に視線をさまよわせることの快楽

(制作／かたち21)



表紙写真
「初夏立山の雷鳥」

第22回写真コンクール入選
山口 晴樹●石川会

- 美の工房 工芸評論家●笹山 央
- 03 地図・地籍に関する総合プロジェクト
- 06 測量系CPDと今後の展望
測量系CPD協会事務局長 (社団法人日本測量協会専務理事・工学博士) ●小野 邦彦
- 13 グローカル・スタンダード
土地家屋調査士法第25条第2項——福島会からのレポート
「地域の慣習」に関する地図等の歴史的資料の調査
- 22 第17回日本マンション学会 東京大会
- 25 赤れんがまつり 2008年
- 26 広報最前線／岐阜会
- 28 会長レポート
- 30 世界遺産候補地
大阪土地家屋調査士会堺支部の会員から見た百舌鳥・古市古墳群 も ず ふるいち
- 32 LOOK NOW
「八土の会」懇談会の開催
社団法人日本測量協会 定時総会・懇親会
- 34 サステナビリティ・シリーズ〜クラスタ活動の創造に向けて 先人に訊く② 愛知会 加藤 巖会員
調査士制度とともに
- 35 第23回 日調連親睦ゴルフ石川大会
- 36 日本地図最後の空白地点、劔岳の頂点を目指せ
2009年初夏全国ロードショー
映画「劔岳 点の記」
- 38 ネットワーク50
沖縄会
- 40 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 41 お知らせ
土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
- 42 会務日誌
- 43 ちょうさし俳壇
- 44 会員の広場を利活用ください
- 46 なるほど ナットク 国民年金基金6
加入年齢が若いほど基金の掛金は安いんです!!
- 48 2007年度「土地家屋調査士」掲載
索引 2007年4月号 (No. 603) ~ 2008年3月号 (No. 614)
- 54 土地家屋調査士の本棚
都市に座標を ~ 街区基準点を活用した測量のすすめ~
- 55 平成20年 春の叙勲・黄綬褒章
- 55 編集後記
- 巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について



地図・地籍に関する総合プロジェクト

日本土地家屋調査士会連合会 社会事業部次長 小林 昭雄

平成 19 年度から本格稼働した社会事業部の事業計画の一つに『地図・地籍に関する総合プロジェクト』があります。近年の二度にわたる不動産登記法令の大改正、省庁間連携での地図、地籍整備方策等により、土地家屋調査士の制度と業務環境は大きく変化しております。これにより、土地家屋調査士の日常業務は社会的にますますその重要度が高まると同時に、新たな制度の中でまさに真価が問われようとしております。

このような背景の中、制度対策本部や他の部と連携し、土地家屋調査士の専門職能が及ぼす社会的貢献をテーマに、四つのプロジェクトチームを組織し、それぞれの分野で目的を果たすことにより、地図・地籍に関する総合的な事業展開を行っています。

◆ 14 条地図作成作業規程対応 PT

法第 14 条地図作成作業の単価積算に係る研究及び法第 14 条地図作成作業規程解説書の改訂を目的とした PT を組成し、これらについて現在の土地家屋調査士を取巻く諸環境に即した協議を重ねる。

◆ 平成地籍整備対応 PT

業務部との連携により、平成 19 年度から本格運用が開始された「都市再生街区基本調査成果による街区基準点等の取扱い」の動向や地図整備等に関する関係省庁の動向について引続き情報収集と提供を行う。又、都市再生街区基本調査の次の段階である官民境界先行調査を伴う土地活用促進調査についての土地家屋調査士の関与について検討する。

◆ 地籍調査促進 PT

外部団体の主宰する地図整備、地籍整備等に係る委員会へ委員として関与し、土地家屋調査士の立場



で各施策に対し意見、提言を行う。

◆ 超地図混乱地域解消対応 PT

所有権が錯綜している等、地図混乱地域解消のための調査・研究を行う。

これら四つのプロジェクトチームの内、今年度発行予定である「法第 14 条地図作成作業規程解説書」の改訂に取り組んでいる「14 条地図作成作業規程対応 PT」の進捗状況を報告させていただきます。

不動産登記法第 14 条地図作成作業規程解説書の改訂報告

1. 進捗状況について

現在各条の検討がほぼ完了し、解説の内容について

て各条毎に検討している段階です。解説文については、字句の修正で可能な部分は完了し、次に述べる一筆地調査の方法について検討中です。

もちろん、本作業規程は法務省が定める作業規程であり、本省のご理解を得て改訂をしていかなければなりませんので、その内容については、民事二課と協議する必要があります。改正点と協議内容については以下の通りです。

(1) 不動産登記法の改正に伴う条文の整理と状況変化への対応

不動産登記法の改正に伴う条文の整理及び14条地図作成作業を取り巻く環境の変化に対応し、14条地図作成作業も入札制に移行しており、必ずしも公嘱協会が作業機関になるとは限らない状況下に有り、実情に合わせて調査士個人あるいは調査士法人が受託した場合にも適応できるように条文を整理しました。

内閣府の「民活と各省連携による地籍整備の推進」により、法務省は主としてDID地区内の地図混乱地域の解消を担当することにはなりましたが、これがそのまま土地家屋調査士が今後も地図混乱地域の解消を担当する約束を取り付けた訳ではなく、今後他業界からの参入を希望する可能性も高いと考えられます。

そこで、改めて14条地図作成作業を土地家屋調査士の立場から分析した結果、土地家屋調査士法第3条業務として、より明確に位置づけを行う必要があるとの結論となり、解説の中でこの件について触れたいと考えております。また、街区基準点が多数配点されたことに鑑み、14条地図作成に街区基準点を使用することを明記しました。

(2) 予備測量、画地調整の実施

一筆地調査を詳細に分析した結果、

①過去の測量成果が存するため、予備測量、画地調整を実施して当該資料を基に調査士がもっとも合理的な筆界点を算出した後にこれを現地に復元し、土地家屋調査士の専門家としての判断から地権者にその理由を提示し合意を得る『筆界特定型』の一筆地調査を主とする地域。

②過去の測量資料が部分的にしか存しない、ある

いは既存測量成果に筆界の誤認点が多い等の理由により、主に当事者の立会により確認した境界点をそのまま筆界点と認定する『集団和解型』の一筆地調査を主とする地域。

これらの地域が存在し、従来、筆界特定型の作業内容について詳細には触れられておりませんでした。今後DID地域で筆界確認を行う場合、パーセントの違いはあるにしろ集団和解型では対応が困難になってきましたので、新たに筆界特定型の一筆地調査について解説に加筆することとしました。

検討した結果、この内容を明記するには解説でフローチャートを作成する必要があり、その手順を分析したところ、一つのフローチャートに纏めることは煩雑となりすぎるので、これを二つに分類して地域の特性を実施機関と作業機関で協議して採用する形とし、このフローチャートについては現在検討中です。

ただ、従来も土地家屋調査士の行う一筆地調査は集団和解型といえども既存地積測量図等資料が存する場合は日頃の業務で培われた専門家としての経験により『境界確認方法が当事者の合意点で良いかどうか、その精度、復元の必要性の有無を判断して』筆界確認を行ってきたものであり、決して予備測量、画地調整が今回の改正により新たに付け加えられた作業ではない事は言うまでもありません。

この一筆地調査の為の予備測量、画地調整の実施こそが地籍調査の境界確認の範たる14条地図作成作業を土地家屋調査士が専属的に実施する所以であり、既存資料をどう判断して筆界確認作業を実施するかが土地家屋調査士法第3条業務として土地家屋調査士がこの作業を実施する意義があるとの結論となり、これを解説の中で触れる予定です。

(3) 境界標の設置

従来、法務局側の一部に『公費を使って民々の筆界点に境界標を設置することを消極に解する』という意見もあり、明確に境界標を設置する事について詳しくは記載されていませんでした。

ただ、当事者の合意境界が形成される原因の多くは、筆界を当事者が容易に見つけられない事に起因するケースが多く、筆界が現地で容易に確認できる場合はこれと異なる境界をする必要もないので、複雑

な権利関係の発生が生じることも無くなる事から権利の明確化に寄与するという調査士の職責を考えて各作業機関で対応してきました。

また、当事者の記憶違いによって地図に誤りがあるとのクレームが寄せられるケースもあり、当事者の立会の下に境界標を設置すれば後日のトラブルを防げた可能性も高く、設置は予防学的な見地からも必要です。さらに、許容誤差の範囲であるとしても、復元による誤差が地価の高い地域では問題となる可能性もあるので、地図に現地を反映させるのではなく、現地を地図に反映させるという見地からも復元による精度の劣化を防ぐため、筆界確認時点で境界標を設置することが重要です。

そこで、解説に境界標の設置をより推進する記載に改めるようにしています。ただ、境界標の種類については全国を統一することは困難であり、地域の実情に合わせて当事者が目視できる必要最小限以上の境界標を可能な限り設置することを盛り込みたいと考えています。

(4) 地積測量図の作成

地積測量図の作成は、当 PT で『不動産登記法第 14 条地図と連動する地積測量図を合わせて作成することは、今後の管理面、市民の閲覧の利便性、地積測量図の持つ地図の詳細図としての役割を考えたときに是非必要である』と考え、平成 20 年度予算要求の際に直接民事局に提案しました。

法務省の担当する地図混乱地域の地図作成作業であるからこそ、実施後に精度の悪い（場合によっては面積も形状も異なる）地積測量図を（閉鎖の規程がない為、別冊としても）閲覧の用に供しておくことは混乱を招く可能性があることから 14 条地図に連動する地積測量図作成の必要性を提案したものです。

その結果、この作成が認められた一因となりましたので、現行第 32 条(地積測定の方法)『地積測定は、座標法により行うものとする』との文言を第 32 条(地積測量図の作成)『地積測定は、座標法により行い、地積測量図を作成するものとする。』と改めました。

この地積測量図作成を 14 条地図作成作業で認めさせたもう一つの理由に、調査士法第 68 条第 1 項

の規程および昭和 61 年 9 月 29 日付法務省民三第 7272 号法務省民事局第三課長通知により地積測量図の作成は調査士に限定される為、地積測量図の作成を 14 条地図作成作業規程に掲載することによって、より土地家屋調査士業務としての位置づけが明確になるとの判断がありました。

2. 今後の課題

法第 14 条地図作成作業規程（基準点測量を除く）編は、上記のように進捗し、解説文についてと都市部での一筆地調査の解説を作成しています。都市部一筆地調査の手法を前提として解説を作成すると大幅な変更が必要となり、全国統一の解説書という前提を考えるとそれも望ましくないことから、現在の解説書を前提に、都市部での手法を肉付けしていく手法を考えております。

基準点測量作業規程については、字句の修正は完了しているものの、調査測量実施要領および国土交通省の測量作業規程との関連については今後検討の余地があります。また、ネットワーク型 RTK-GPS の使用等新たな測量技術の使用についても、検討する必要があると考えております。国土交通省の測量作業規程は現在改訂準備中とされており、国土交通省測量作業規程改訂後に同作業規程をたたき台として検討した方が良いのではないかと考えており、今後それらを含めて検討を進めていきたいと考えております。

測量系 CPD と今後の展望

測量系 CPD 協議会事務局長 小野 邦彦
(社団法人日本測量協会専務理事・工学博士)

はじめに

昨年5月の「地理空間情報活用推進基本法」成立に伴い、地理空間情報社会の実現に向けて測量界も大きく変貌しようとしています。これまでの衛星測位技術は、今後とも大きく進展することが見込まれ、「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」位置を正確に測ることができ、さらに、それが他の地理空間情報と地理情報システム (GIS) 上で関連づけられ、さまざまな分野に利活用できる世界が出現しようとしています。

これからの地理空間情報社会の基盤を担う測量技術者の責任は誠に重大であり、測量技術の向上や良質な成果物の供給など社会的要請に応えるためには、時代に即した技術および技術の維持向上が必要不可欠となっております。

このような状況の中で、測量技術者は技術者としての誇りと品格を保ち、自己の資質と技術の向上に努め、社会に貢献し、信頼を高めて行かなければなりません。近年他の団体では、継続教育 (CPD : Continuing Professional Development) の名の下に、技術者の継続的な能力開発が進められております。そこで、単に測量技術の運用のみならず、その企画、管理面などを含めた継続的な学習と研鑽を積み自己啓発を推進することをねらいとした測量 CPD 制度を策定し、日本測量協会では、平成16年から全ての講習会等 (サーベアカデミーは平成13年から継続教育制度を取り入れ) での学習履歴を共通の基準で評価し、自己研鑽による学習を一括管理する「測量継続教育 (CPD) 制度」を発足させ、社会に対する貢献をアピールすることとしてきました。

日本測量協会では、全ての学習履歴を一括管理することがよりその技術者の評価に繋がることから、発起人となり関係学会・協会等に声を掛け「測量系 CPD 協議会」を平成16年8月4日に設立し、日本測量協会の「測量 CPD」に参加する形態で活動を行ってまいりました。このたび協議会構成団体の約8割の団体が、学習プログラムの基準を作成し、講習会等を実施しており、協議会への時期が熟したも

のと思慮して、本年4月1日からは、「測量系 CPD 協議会」へ移行して行うことにしました。

1. 日本測量協会における継続教育

1.1 測量専門技術認定

日本測量協会では昭和43年から測量専門技術教育制度を発足させました。この制度は測量士 (士補) の有資格者を対象に、より高度に専門化された測量専門技術に対応できる知識、能力の習得を試験で判定し、当該専門技術に的確に対応できる技術者であることを認定するものです。ここで認定された技術者は、それぞれの専門分野における「測量専門認定技術者」として活躍しています。

この認定制度には二つの課程があります。測量の企画、管理、技術など総合的な知識、能力を求める課程と、現場での実施能力や的確な技術的対応能力を求める課程です。

この二つの課程にはそれぞれ講習会が設けられており数日間の講習後、認定試験を受けることができます。

平成16年度からは「測量専門認定技術者」として登録された技術者に対して5年毎の更新制度が導入され、認定のリフレッシュが計られるようになりました。実施に当たっては自己学習型を導入して、CD-ROM を聴講したのちに学力試験を実施し、規定点数に達した者を認定更新としています。

1.2 地理空間情報専門技術認定

平成19年に公布された「地理空間情報活用推進基本法」の基本理念に基づき、従来の測量専門技術に加え地理空間情報分野に関する高度な専門知識と豊富な知見、地理空間情報の基盤を確立するための設計・構築に関する基本的な能力を有する技術者を社会的に認定するものとして、地理空間情報専門技術認定制度を平成19年度に創設しました。ここで認定された技術者は、地理空間情報基盤の品質の安定的な確保を担い国民に安心した地理空間情報を提供することができます。さらに行政の効率化・高度

化、国民生活の安全・安心の確保、また新産業の創出等に貢献するとともに、測量技術者の社会的地位の向上が図られ、社会福祉の向上に寄与します。

1.3 サーベアカデミー

従来から行われている技術者教育に、サーベアカデミーと呼ばれる制度があります。

これは、次世代を担う若手技術者を対象に、専門知識の強化、発表能力などの増進を目的として平成5年度に開講しました。その後、最新技術の習得、管理能力、経営戦略、新技術への取り組み、「認定」以前の基本技術の習得、などその範囲を拡大し、実施しています。

1.4 日本測量協会の継続教育体系

測量専門技術認定では、試験合格者をして認定者名簿に掲載し公表してきました。しかし、従来の技術講習会やサーベアカデミーでは単に講習会を受講したのみであり、その実績を証明することができませんでした。そこで自己研鑽した学習を記録し、証明するため「測量CPD制度」を導入し、ネットで検索できるシステムを構築し、測量計画（発注）機関等への提供を進めてきました。日本測量協会における継続教育体系は、次のとおりです（図－1）。

1.5 測量CPDの構成

測量CPDの構成は、学習プログラムの認定、学習プログラムの提供、学習履歴台帳の登録及び技術者証の発行、学習の評価、学習履歴の登録及び管理、学習ポイントの公開及び提供、学習履歴の証明となっています（詳細は「測量系CPD制度のフロー」（図－3）を参照）。学習プログラムの認定は、学識経験者からなる「測量継続教育（CPD）企画委員会」（測量系CPD協議会では「認定部会」）を設置し、測量CPD学習プログラム及び学習ポイントに係わる講習会等の内容を審議して決定しています。

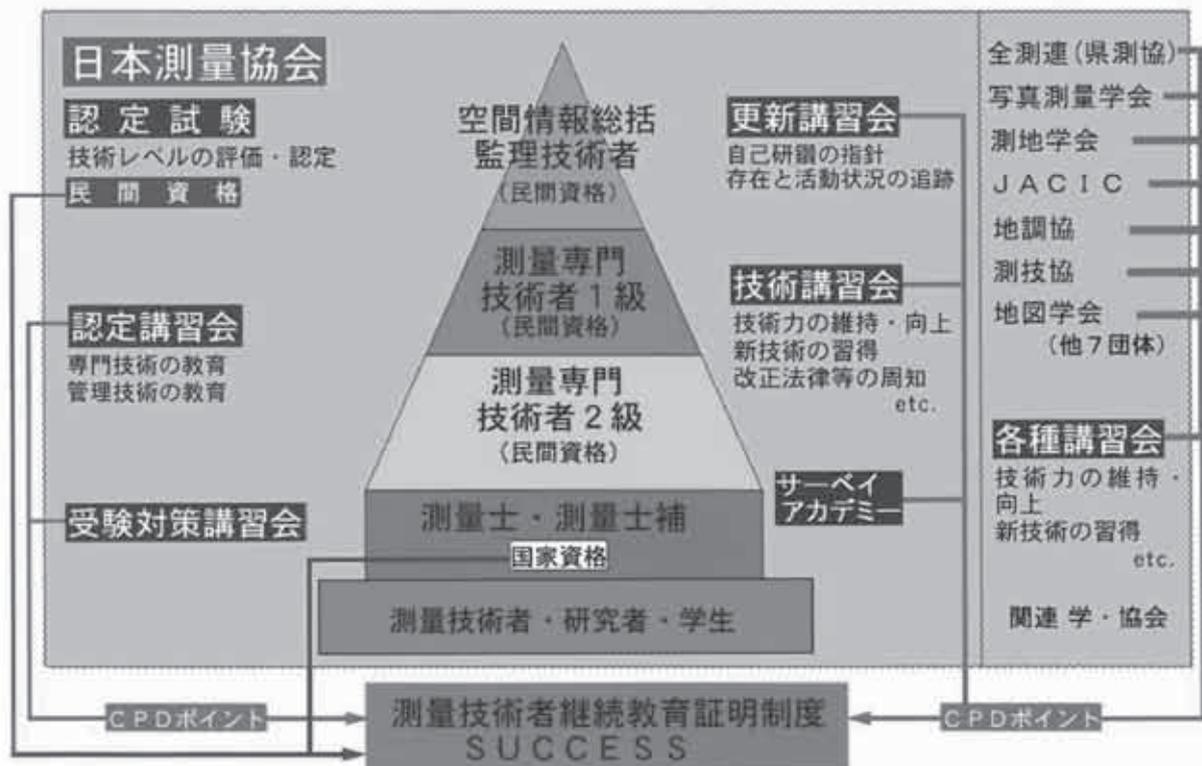
1.6 測量CPDの学習形態

日本測量協会の学習形態は、参加学習型、情報学習型、自己学習型があり、それぞれに対応した学習プログラムが組みまれています（表－1）。

2. 測量系CPDの制度

2.1 測量系CPD制度とは

測量技術者は、日本測量協会の講習会等だけでなく、測量・地図関係の学会・協会等においても学習機会を捉えて自己研鑽に努めています。全ての学習履歴を一括管理することがよりその技術者の評価に



図－1 日本測量協会における継続教育体系

表-1 学習形態と学習プログラム

学習形態	学習プログラム
参加学習型	測量専門技術者認定講習会
	同 更新講習会
	各種技術講習会
	国家試験受験セミナー サーベਿਆカデミー
情報学習型	研修会・講習会の講師
	講演会の講演者
	シンポジウムのパネラー
	原著論文（査読付き）
	技術報告、研究速報、解説、論説
	技術図書の執筆（協会刊行）
	認定資格（空間情報総括監理技術者・測量専門技術者）
	測量技術奨励賞 応用測量論文奨励賞・論文賞 測量関係委員会委員長・委員・幹事
自己学習型	国家試験受験対策（通信添削等）
	『測量』の定期購読 CD-ROMによる通信講座（地理空間情報・更新講習）



図-2 測量技術者継続教育証明制度 (SUCCESS)

繋がることから、「測量系 CPD 協議会（設立当時 12 団体）」を平成 16 年 8 月 4 日に設立し、その後、早期運用開始のため、他団体も日本測量協会の「測量 CPD」に参加する形態で活動を行ってきました。このたび協議会構成団体の約 8 割の団体が、学習プログラムの基準を作成し、講習会等を実施しており、協議会への時期が熟したのと思慮して、本年 4 月 1 日からは、「測量系 CPD 協議会」へ移行し共通した基準で証明を行うこととしました。

2.2 測量系 CPD の制度のメリット

ひとつは、それぞれの団体が、その団体が可能な講習会等を開催し、その結果を集大成して個々人の自己研鑽を記録として残し、それを社会が評価する

ことによってより技術者が広く公開し、地位向上に努めることができます。

また、測量計画（発注）機関には、その情報を提供することにより測量技術者の学歴評価を行うことができるとともに、測量作業機関の企業評価に大いに活用できます。

この測量系 CPD の制度を Web を活用して測量技術者継続教育証明制度 (SUCCESS) により一般に公開するとともに測量計画機関に提供しています。主な利用目的としては、技術者の資格、業者選定の参考資料、適正な技術者の配置、評価の参考資料等に利活用されています。掲載内容の概要は、次のとおりです (図-2)。

2.3 測量系 CPD の制度の参加団体と学習プログラム

測量系 CPD 協議会へ参加している団体は、協会関係(社)日本測量協会、(財)日本測量調査技術協会、(財)日本地図センター、(財)測量専門教育センター、(社)日本地図調製業協会、日本土地家屋調査士会連合会、(財)日本建設情報総合センター、(社)全国測量設計業協会連合会 (H16.8.29)、(社)日本国土調査測量協会 (H19.9.18) の 9 団体、学会関係日本測地学会、(社)日本写真測量学会、地理情報システム学会、日本国際地図学会、(社)日本リモートセンシング学会の 5 団体、計 14 団体で構成されています。

また、学習プログラムおよびプログラムの認定にあたっては、次の基本原則に照らし合わせて慎重に認定を行うこととしています。

1. 公開性の原則

所属する会員が等しく参加できる研究発表会、講習会、研修会などの参加者および講師を対象にする。

非公開の委員会、研修会などの委員長や委員は、対象にしない。

2. 客観性の原則

ポイントの付け方は、内容、拘束時間などを勘案して妥当かつ公正な点数でなければならない。

3. 検認性の原則

参加を証明する修了証、参加証、講師依頼状などを検認できる必要がある。

4. 帰属性の原則

共催等複数の団体で実施された研究発表会、講習会、研修会などにおいては、いずれか一つ団体からのみしか登録できないものとし、二重登録を禁止する。

前記の基本原則を基に学習プログラムおよび学習ポイント基準は、決定されており「測量 CPD 学習プログラムおよび学習ポイントの基準」は次のとおりです (表-2)。

表-2 測量 CPD 学習プログラムおよび学習ポイントの基準

学習プログラム	ポイント数
①講習会 受講者	1p/1 時間
②技術指導 講習会講師 講演者 パネラー	3p/1 時間 3p/1 時間 3p/1 時間
③技術研究発表 口頭・ポスター発表	2p/1 時間
④論文 (原著論文) 筆頭著者 (査読付き) 共著者 技術報告・研究速報・解説・論説 筆頭著者 (査読付き) 共著者	5p/ 件 2p/ 件 3p/ 件 1p/ 件
⑤技術図書 筆頭著者 (査読付き) 共著者 分担著者	10p/ 件 5p/ 件 2p/ 件
⑥技術に係わる委員会等 委員長 委員・幹事	2p/1 時間 1p/1 時間
⑦資格取得・受賞等 資格取得 測量専門技術者認定 空間情報総括監理技術者認定 受賞 測量技術奨励賞 技術奨励賞 (応用) 論文賞	7p/ 件 7p/ 件 3p/ 件 4p/ 件 6p/ 件
⑧技術図書等の購読 機関誌『測量』の定期購読 CD - ROM (更新講習) CD - ROM (地理空間講習)	5p/ 件 4p/ 件 7p/ 件

表-3 測量系 CPD 協議会構成団体および実施学習プログラム数 (H19 年度実施)

区分	構成団体	CPD 学習プログラム数
学会関係	●日本測地学会	7プログラム
	●(社)日本写真測量学会 地理情報システム学会	9プログラム
	●日本国際地図学会	6プログラム
	(社)日本リモートセンシング学会	
協会関係	●(社)日本測量協会	129プログラム
	●(財)日本測量調査技術協会	10プログラム
	●(財)日本地図センター (財)測量専門教育センター	6プログラム
	●(社)日本地図調製業協会 日本土地家屋調査士会連合会	6プログラム
	●(財)日本建設情報総合センター	4プログラム
	●(社)全国測量設計業協会連合会	148プログラム
	●(社)日本国土調査測量協会	6プログラム

※構成団体欄の●印は、「測量 CPD」を実施している団体
(社)全国測量設計業協会連合会は、都道府県の測量設計業協会等で実施した数

測量系 CPD 制度のフロー

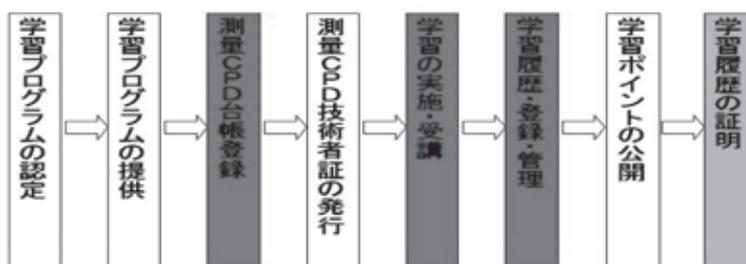


図-3 測量系 CPD 制度のフロー

「測量 CPD」手続きのフロー

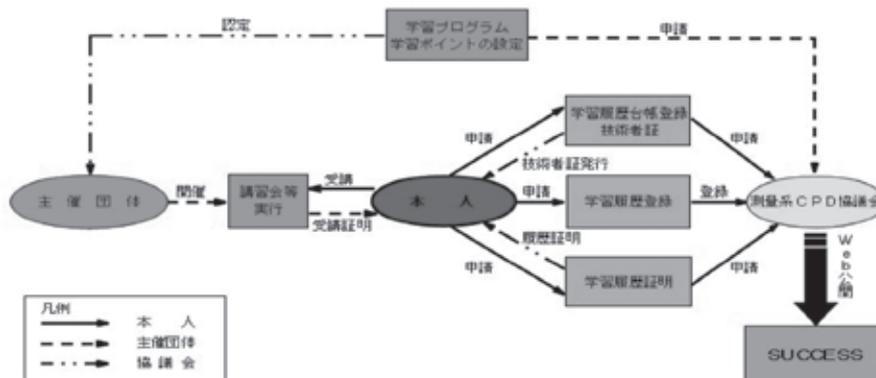


図-4 「測量 CPD」手続きのフロー

なお、平成 19 年度における各団体の実施状況は、次のとおりです (表-3)。

なお、認定した学習プログラムは、測量系 CPD のホームページへ掲載してありますのでご覧になれます。(アドレス <https://www.jsurvey-cpd.jp>)

2.4 測量系 CPD への参加手続き

測量系 CPD の制度に参加するには、原則として各個人が所定の様式により測量 CPD 台帳への登録の手続きをする必要があります。

(1) 学習履歴台帳への登録

測量系 CPD の学習への参加を希望する技術者は、測量 CPD 学習履歴台帳に登録されるとともに測量 CPD 技術者証が発行されます。

測量 CPD 技術者証は、測量系 CPD 学習への参加を希望する技術者に発行されるものであり、以後の講習会等において常時携行することとします。

なお、測量系 CPD の制度の流れは、図-3 および図-4 に示すとおりです。

(2) 学習履歴の管理及び証明

① 学習履歴の管理

学習履歴は、測量CPD学習履歴台帳により「測量技術者継続教育証明制度」(SUCCESS: Surveyor's Certification for Continuing Education System)として、一括登録管理されます。

この学習履歴は取得時点から5年間有効ですが、5年以上経過した学習履歴のポイントは、自動的に(月単位)に順次消去されます。

② 学習履歴の証明

学習履歴の証明は、学習参加者本人が必要に応じて申請すれば、直近5年間の学習履歴及び学習ポイントを記載した証明書が発行されます。また、学習参加者の所属する事業所単位でCPD登録者及び各人の学習履歴ポイント数の証明書も発行されます。この証明書は、各事業所毎に、当該測量技術者を擁していることを証明し、測量業務の発注する官公署等への提出する添付書類として活用できます。

(3) 学習履歴の公開

学習履歴(ポイント)は、当協会のホームページで一般に公開しています。また、測量計画(発注)機関へも会社情報と併せて提供しています。

① 一般への公開

一般向けの学習履歴の公開は、測量CPD登録番号で表示され、それぞれの学習分野別の取得ポイント数がホームページで「測量CPD学習一覧」として見ることができます(図-5)。

(4) 学習の評価及び推奨ポイント

測量CPD学習の評価は、ポイントで表記します。この学習ポイントは5年間分を累積加算して、個人別の台帳に登録管理します。

学習ポイントの推奨ポイント数は、それぞれの学習分野の総計で、5年間100ポイント(1年20ポイント)を推奨しています。

ポイント数は、自分の専門分野を考慮しながら将来に向かって学習計画を立てて、年平均20ポイント以上を目標に各分野のバランスの良いポイントの取得を勧めています。

3. 今後の展望

測量系CPDに参加している測量CPD学習履歴台帳登録者数は、平成20年3月末現在、約8,500名に達しています。今後の急務な課題として、計画機関での一層の活用とそのための利用普及活動が求められます。測量系CPD協会による統一的な活動やそのための施策が検討できる環境を整備することができました。

測量系CPD協会はこれから測量技術者に対して、集合研修だけでなくeラーニングやWebを利用した研修などを幅広く取り入れて、受講機会の確保やバランスの取れた講習会の開催に心掛けるとともに、技術者に対して機会を増加させるように努めたいと考えております。日本測量協会で行っている空間情報総括監理技術認定者や測量専門技術認定者

CPD登録番号	合計ポイント数	基礎的測量	応用的測量	その他
000017	35	35		
000018	127	127		
000019	113	113		
000020	15	15		
000021	106	106		
000022	10	10		
000023	0	0		
000024	155	155		
000025	0	0		
000026	275	275		
000027	40	40		
000028	0	0		
000029	127	127		
000030	0	0		
000031	70	70		
000032	0	0		

図-5 ホームページ一般公開「測量CPD学習一覧」画面

の更新制度、あるいは今後測量士の更新制度が導入される場合には、安定した信頼性のあるこの測量系 CPD の制度がその更新制度に活用など、期待されます。

おわりに

測量系 CPD 協議会としては、この制度が測量技術者にとって効果的なものであって技術力の向上に寄与し、また、測量計画機関では、「測量技術者継続教育証明制度 (SCCESS)」を利用することにより、各企業の有する測量技術者および技術力を評価することができ、安定した技術力の確保と活用、さらには、適正かつ良質な成果の取得に利用できるよう、今後とも努力を続けていきたいと考えております。

なお、測量系 CPD の制度について詳しく知りたい方は、ホームページ測量系 CPD 「SUCCESS」の「測量継続教育 (CPD) のマニュアル」をご覧ください。また、測量系 CPD 協議会事務局にお問い合わせ

頂ければ幸いです。

また、今回、日本土家屋調査士会連合会には、測量系 CPD の制度についての紹介する機会を頂きましたことについて本誌をお借りして御礼申し上げます。

【参考文献】

- 1) (社)日本測量協会 (2003.11) : 日本測量協会における継続教育のあり方に関する調査・検討報告書、(社)日本測量協会サーベイヤカデミー継続教育委員会
- 2) (社)日本測量協会 (2004.12) : 日本測量協会の測量継続教育 (CPD) 制度、『測量』Vol.54, No.12, pp.44 ~ 57
- 3) (社)日本測量協会 (2007.8) : 平成 19 年度測量系 CPD 参加団体の継続教育の活動、『測量』Vol.57, No.8, pp.52 ~ 54

(完)



平成14年8月1日の改正土地家屋調査士法により、研修と地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習等の知識を深めるよう規定が設けられた。(法第25条第2項)

土地家屋調査士は、土地の境界に関し、高度な専門性を持つ職能資格者である。

国民にとって最も重要な不動産という財産(土地)の形成過程や土地の境界に関する根拠性にかかる基礎情報としての歴史的資料の収集・管理し、これらの集積情報を分析・解析した上で利活用することは、紛争予防・事故防止という観点から捉えて、国民のためになるものであり、土地家屋調査士の目指す社会貢献活動のひとつでもある。特に昨今の筆界特定制度における筆界調査委員としての活動、或いは境界問題相談センター等での境界鑑定業務等、土地家屋調査士の専門的知見を生かす活動範囲が拡大している状況下においては組織としての更なるボトムアップが不可欠となっている。技術の向上、品質管理、情報の共有化等々、表現を変えれば専門家としての当然の職責であり、義務でもあろう。

平成16年8月より開始された《土地家屋調査士法第25条第2項に規定する『地域の慣習』に関わる地図などの歴史的資料》の調査・収集・報告事業において、現在(平成20年5月31日)のところ50会中、18会が連合会に対して未提出である。長期間に亘り、本会、支部担当者、地域会員等の協力により資料収集にたずさわり、これら資料の整理分析評価を行ってきた幾つかの単位会において、報告あるいは研修として利用されたレポートを限られた紙面ではあるが掲載する。

是非とも各単位会での研修の糧として頂きたく、短期ではあるが連載して法第25条第2項の制度充実を目指し、さらなる会員の方々との協力を得ることを期待するものである。

グローバル・スタンダード

土地家屋調査士法第25条第2項——福島会からのレポート

「地域の慣習」に関する地図等の 歴史的資料の調査

福島県土地家屋調査士会 担当会員

福島会においては、「地域の慣習」に関する地図等の歴史的資料類の調査収集について、3ヵ年事業として取り組み、連合会へ調査報告して参りました。わが県は、浜、中、会津、と地域性が在りますが、幸な事に県歴史資料館に、それら地籍編纂事業の資料として地籍図、地籍簿、丈量帳等が多数整理保管され、又それについての調査した文献も多少あります。閲覧が可能ですので、土地台帳付属地図地域の測量等をする場合、利用している会員は多いと思います。最終年度の報告に当たり、どうゆう訳か、浜通りの担当となり、遊び人の私としましては、戸惑って参りましたが、他の地域の担当者方々の、ご指導ご協力を得ながら、何とか職務を成し遂げることが出来ました。その過程において、別な観点から見直したものを纏め、支部報いわき新年号に載せた**地券制度とその時代**、についての原稿を基に寄稿文とします。

資料収集にあたり、歴史資料館に再三足を運び、地籍図、丈量帳などの調査、又県史、町村史など文献等との照合、各法務局の土地台帳付属地図等の調査、又報告書作成作業、初年度からの役員の皆様、

又それらを引き継ぎ、字限図、明治地籍図との比較、検討調査をし、最終報告書を作成した、担当役員の皆様には、ご苦勞があった事とお察しいたします。私が引き継いだ資料も大変多く、すべてに目を通すことが出来ないほどでした。特に明治初期の文章には、自分の国語力、読解力の無さを痛感させられ、酒の量が一気に増えた事を憶えております。

では、まず時系列的に沿革を記載してみます。

1. 不動産登記法制定までの関係沿革年表

明治元年以前のいわき地方における支配体制(知行地)

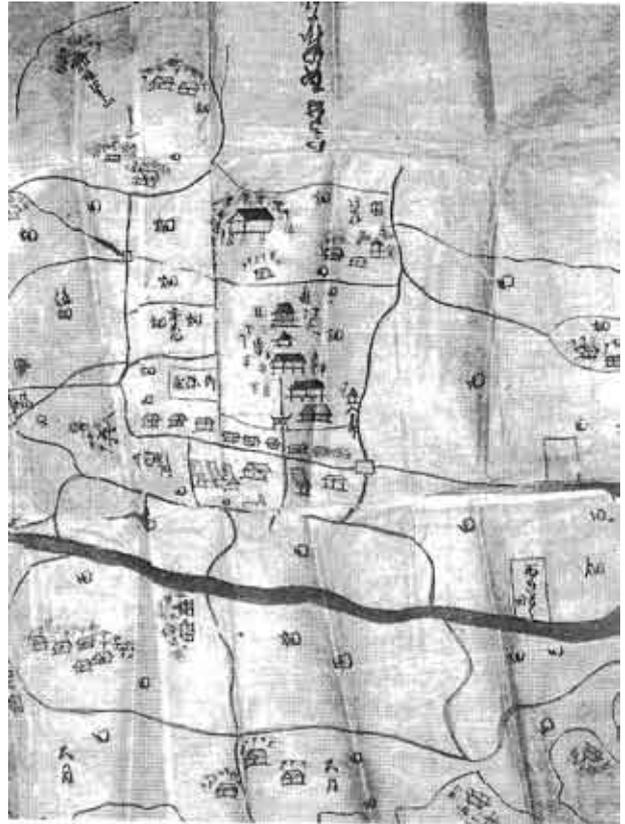
平 藩…主に平・平窪・好間・植田・中之作
泉 藩…主に泉・佐糠・東田・釜戸・荷路夫
湯長谷 藩…主に湯本・岩崎・江名・豊間
棚倉 藩…主に石住・貝泊・上遠野・三坂
笠間 藩…主に神谷・大浦・大野
幕 領…主に小名浜・四倉
飯野八幡領…主に小谷作(好間)

※地所が一箇所に固まっていたわけではない。

北(外様、上杉・伊達)に対する守りとしての



資料1① 窪田領郷帳 (1687年)



資料2 窪田村絵図 (1687年)



資料1②

譜代を配置したみたいである。

南(官軍)により平城落城させられ(慶応4年7月)支配体制が終焉を迎えた。

明治元年 8月(慶応4年) 磐城民生局設置(軍政、明治2年6月で廃止)…平字田町平藩を例にとると、会津藩と同じく転封(岩手県磐井郡)を命じられたが、朝廷への嘆願、新政府への献金により免れた。民生局廃止後、明治4年7月(廃藩置県)まで、平藩庁となり、藩主安藤信勇は知藩事を務めている。

※知藩事とは、新政府が任命した地方行政官
藩は新政府の行政区画に位置付けされたわけである。

明治元年12月 府藩県に管轄地図提出命(太政官)
2年6月 版籍奉還により…諸藩に支配地図の提出命

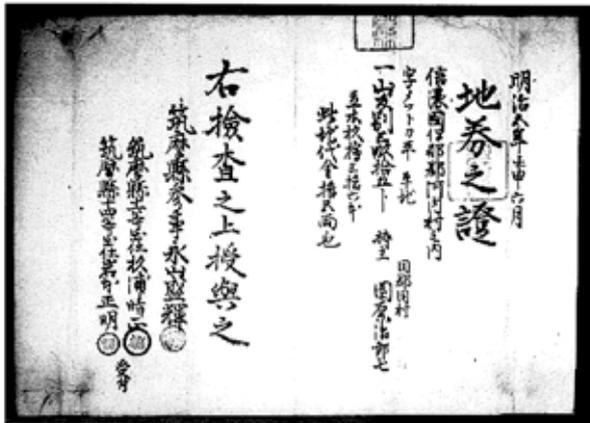
7月 民部省設置、同省に地理司を置く
9月 郷帳村鑑(検地帳)、(資料1)村絵図提出命、(資料2)

3年 7月 民部省に地理局を置く
4年 4月 改正戸籍法公布(壬申戸籍)、
7月 民部省廃止、地理寮大蔵省に移管、租税寮に地理課を置く
同年7月 廃藩置県により、併合等をえて二本松県、若松県、平県ができ、平県は磐前県、二本松県は福島県と改称

※賊軍のため旧藩名を変えたと思われる。

5年 2月 地所永大売買の禁解除の旨布告(太政官布告第50号)
※土地所有による四民(士農工商)平等の実現、地券制度に移行していく。

2月 地所売買譲渡付地券渡方規則(大



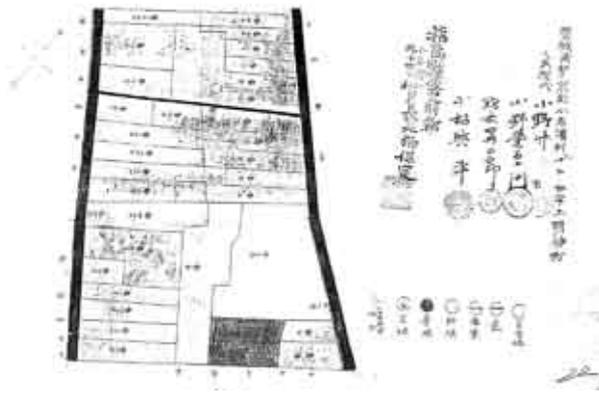
資料3 壬申地券

- 蔵省達第 25 号)
- 5 年 4 月 庄屋、名主、年寄を廃止、戸長を置く
- 7 月 地券の全国一般発行を大蔵省が布達 (壬申の年) (資料 3)
- 12 月 東京裁判所設置
- 6 年 1 月 徴兵令発令
- 6 月 石高制廃止を布告
- 7 月 地租改正法を公布
 ※壬申地券交付の調査作業において、地所の位置の表示方法及び脱落地発生防止のため地所番号(地番)がつけられた
- 同年 2 月 県、検地帳、名寄帳、小拾帳の提出命
- 6 月 磐前県地租改正事業に着手
- 11 月 内務省を設置、同省に地理寮を置く (工部省測量司を編入)
 ※陸軍省にも、地図担当部署有り
- 7 年 11 月 太陽暦を採用
 ※旧 12 月 3 日を 1 月 1 日とする
- 同年 11 月 地所名称区分改定布告 (太政官達 120 号)
 ※官有地、民有地仕分けの根拠法となる。
- 9 年 5 月 地籍編製地方官心得書 (内務省達 丙 35 号)
- 12 月 内務省達乙第 84 号、地籍編纂実施の通達発令
 ※地籍編纂の意図は全国全ての土地について「図面に明記」であ

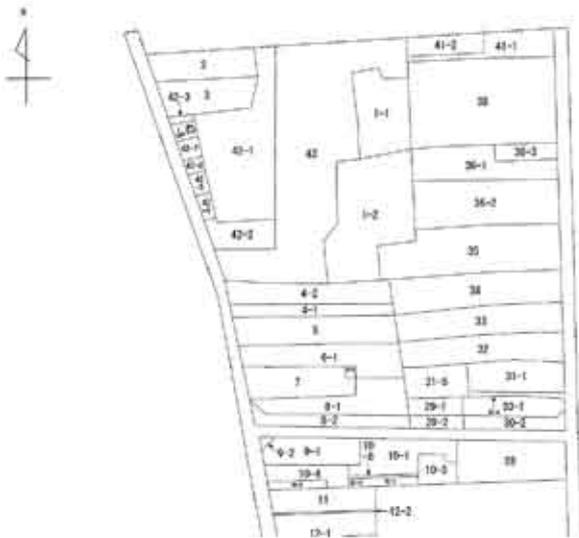
- り地籍地図の調製が根本的作業で、施政のため常備すべき資料の整備が目的
- 同年 11 月 若松県地租改正事業に着手
- 8 年 3 月 地租改正事務局設置(太政官達 38 号)
- 5 月 地租改正条例細目 (地租改正事務局議定)
- 8 年 6 月 間竿を 6 尺 1 分、1 反 300 歩に統一の旨達 (地租改正事務局)
- 9 年 1 月 福島県地租改正事業に着手
- 9 年 8 月

福島、若松、磐前の三県が統合して福島県成立

- 9 年 5 月 地籍編成地方官心得書達 (内務省達 丙 第 35 号)
- 10 年 1 月 内務省地理寮地理局となり、地籍、地誌、測量の 3 課を置く
- 2 月 西南戦争
- 11 年 7 月 郡区町村編成法、府県会規則、地税法規則 (三新法) を公布
- 12 年 1 月 戸長役場 (戸長の事務取扱所) の布達 (県甲第 10 号)
- 〃 菊多、磐前、磐城の三郡役所を磐前郡平に、楢葉、標葉二郡役所を標葉郡富岡に置く (県甲第 20 号)
 ※三郡役所は洋館、平字田町、駅西側旧城跡堀北側に所在していた。
- 14 年 2 月 福島県地租改正事業終了 (資料 4)
- 15 年 5 月 福島県地籍編纂作業開始 (県達乙 47 号)
- 16 年 2 月 菊多郡 59 ケ村、磐前郡 101 ケ村、磐城郡 47 ケ村
- 17 年 3 月 地租条例を公布 (地租改正条例を廃止)
- 4 月 地租条例取扱心得書 (大蔵省号外府県)
- 18 年 2 月 地押調査の件を大蔵卿訓令



資料5③ 地籍図(明治)
官地(道路・水路)に番号が付されている。



資料5④ 旧土地台帳附属地図(明治23年6月作製)

- 29年 4月 **民法典公布**
- 29年 11月 税務署設置、土地台帳事務、県から移管
※土地台帳附属地図
- 29年 3月 菊多、磐前、磐城の三郡合併、改称し**岩城郡**となる
檜葉、標葉の二郡も合併により**双葉郡**となる
- 30年 おおむね**福島県の地籍編纂終了**
※地籍編成の事業取止めになり、各県に相違はあるが、福島県では事業を継続し、おおよそ終了した。
- 32年 2月 **不動産登記法の制定**

※綴込式登記帳簿のみ、絵図面の備えなし

- 44年 4月 市制町村制公布
- 大正 10年 4月 郡制廃止法公布
- 昭和 21年 12月 **日本国憲法公布**
- 25年 7月 **土地台帳法の一部改正**
※税務署から土地台帳及び付属地図の法務府(法務局)への移管替え
- 26年 4月 不動産登記法一部改正
※綴込式登記簿からバインダー式登記簿になる

2. 調査における知見的私考

(1) 地券制度とその時代

法務局備付公図(旧土地台帳附属地図)を調べるについて避けて通ることができないのが地券制度です。

年表を参考にして考えていきますが、まず一呼吸して、時代背景を考えていく。「NHKドラマ「おしん」の生まれる25年前」のことである。

年表にも記載しておりますが、明治5年7月に、**壬申地券の全国一般発行の布達**がありますが、世相的には、函館(五稜郭)戦争が、明治2年5月で終結し、維新軍(新政府)は6月に**版籍奉還**(藩主が天皇に版(土地)籍(人民)を帰納する形をとった政治改革)の布告を行い、体制が構築し始め、諸外国に日本を代表する政府として認められ始めたころです。財政的にも深刻を極め、下記に記載しますが、太政官札(不換紙幣)を乱発していた時期です。国家財政の建て直しが早急な急務であり、これといった産業もなく地租収入に頼るほかなかったわけであり、**地租改正**にあたり松方正義(租税権頭後に大蔵卿)は「先づ旧来ノ歳入ヲ減ゼラルヲ目的トシテ…」と言っております。税制制度を変換確立し金納地租とするには、土地所有を認めなければならなかったわけです。明治5年2月の**地所永大売買の禁解除の旨**により、身分上の制限を廃し封建的拘束からの脱却を図ったことにより、個人所有権の実現が誕生したわけです。だが先に述べたように重要な目的は明治新政府の財政基盤の早急な確立を主眼とした地租改正の準備として発行されたものがあります。そしてその完成は**改正地券**(明治12年3月)の発行によるものです。

この壬申地券全国一般発行の布達の基となるの

は、すでに明治政府の高官（神田孝平）が明治2年に「田畑売買許可の建議」として、土地所有の実現による、税制改革による沽券（地券）の活用を唱えています。

沽券は江戸時代より存在し、売買が許されていた町地（町人の居住地域）土地所持の証文に、町名地番号、所有者の名前、坪数、売買価格を記載し年寄、五人組といった町役が加判したもので、もちろん台帳や絵図面もありました。台帳は田畑の検地帳にあたるものとして水帳というものがあり、絵図面のことを沽券図といったようです。管理は名主がし、権利の変動をこれに記載しました。幕府は田畑と違い、現代の所有権にほぼ近い権利を与え、あまり制限をもうけなかったようです。売買代金の一部を町役に納め、他に、御礼としてご馳走などをしていたようです。この制度は、売買価格を記載したことが大きな意味があり、土地の投機性を生み、居住しない所持者が現れ、現代の担保権に似たことも行われていたようです。なお、価格、体面といったことから「沽券にかかわる」の語源といわれております。これが地券制度のルーツであると思われまふ。維新ですべてが新しくなったわけではないのです。明治の役人の知恵であります。

壬申地券は、土地を売買した時（大蔵省達第25号）に地券を交付し公証を行うものとしたもので、従来の検地帳、名寄帳、などの記載面積を基礎とし、申告制をとり、反別が少ない場合のみ、実地検査するのみであったよし。

ではそれ以前の土地の所有の概念は？地所永大売買の禁解除の旨とは…、

昭和34年、森松萬英判事の司法研究報告書の中に、境界の歴史は土地所有権の沿革史の一部、その中に、原始所有権は荘園時代の開墾まで遡ると記載されていたのを思い出す。…学者名は忘れたが、幕藩体制時の領地支配関係は、農民が土地を私有し幕府や大名は単に年貢徴収権の客体として領有していたにすぎないとの一説があったのも思い出す。…支配権を含んだ領主的領有所持、農民的所持の二重構造、いずれにしても、複雑な土地支配形態を整理して一地主の包括的支配にゆだね、その土地の名義人に課税することを法的に明らかにし、資本制社会の確立する必要があったわけで、そのための地租改正であり、一筆調査だったのでしょう。

では新政府はどのように管理していたのだろうか？

当時は課税事務としてとらえており、事務所管は、

府県長であった。その後、明治11年7月、郡区町村編成法制定により郡役所に移行していく。地券は、本紙と控えの2通を作成し、この2通に押切印（割印）をしたうえで、土地所有権の確証として、所有者に対し地券の本紙を発行し、控えを地券大帳（台帳ではない、旅籠、問屋の帳場を思い描いてもらいたい。）に綴り込む方式であったようである。その後多少の変遷をえて、明治6年7月の地租改正法公布となっていくのである。

明治9年3月、地券台帳雛形につき達（地租改正事務局）によって地券台帳になり事務の効率をはかり、本紙と控えの2通作成から、地券と台帳との押切印と変化していきます。

では地租改正の準備として発行の壬申地券は、地租改正によりどのように処理していたのだろうか？

地租改正施行規則によると「村方ヨリ差出候一筆限地価相当ナルトキハ兼テ相渡置候券状為差出更正ノ反別並地価を券状ノ裏ニ相記可下渡シ事…云々」と記載されていることにより、壬申地券の裏側に、地租改正後の反別及び地価を記載し、それを所有者に下渡しなさいということである。ようは再利用である。

大蔵省事務総裁達地方官心得書にも似たような記載があります。

ここで壬申地券には、2種類存在したことを説明します。

地租発行地租収納規則に有する市外地券…これは、従来無税もしくは軽微な税（地税）しか課されていない市街地（武家地と町地）明治5年2月発行（東京府下）のものと、地所売買譲渡ニ付地券渡方規則に有する郡村地券（資料3）である。（明治5年7月以降発行）この2つは、様式が異なり、市街地券には地番が付されたが、郡村地券には付されなかったものもあるようである。

よって地番の発生は市街地券が始まりで、それ以外は、地租改正法を公布以後と思われまふ。壬申地券については、地券の雛形が統一されていなかった。明治9年1月に地租改正事務局より、新製の地券用紙は地租改事業整頓の分より施行する旨達により統一が図られ、明治12年3月の改正用紙に改正（改正地券）により壬申地券の兌換化が進み完成をみる。

ここでちょっと資料3の壬申地券を見てみる。

最古の壬申地券といわれているものですが、五年壬申六月と記載されており、太陽暦採用が7年11月と考えると、旧暦の6月とおもわれまふ。地価記載が拾五兩と旧貨幣単位で記載されており、石高制

廃止の布告、地租改正以前であることを考えれば、
検地帳等からの移し変えとおもわれます。

では価格はどのように決めたのだろうか？

「地券渡方規則」によれば土地の売価であったが、
地域差があり、売買価格による算定は困難であった
よし。「地方官心得」の検査例によりと、収穫量に
よるか、小作料によるかの二方法があったよし。磐
前県の数少ない報告例では、(1) 田地売買稀デー反
歩 10 円、5 円、6 円アリ、買イ手ナク土地ノ価格
不明 (2) 地主・小作関係成立スルモ料金反当り米
一斗カラ二斗アリ、小作料徴収ナキトコロ有り (3)
山村部ニ於イテ流通ノ発達セズ自給的所アリ。とあ
る。

いずれにせよ、地価算定は、検地帳に基づく、上、
中、下 (田別収穫量) 位付と、村柄 (流通、運輸の
利便) による算定方法をとらざるを得なかったよし。

ここで少し明治初期の貨幣経済について記載して
みます。

明治元年新政府は、太政官札 (単位が両) を発
行したが (主に戦費調達の為といわれる)、信用不
十分で不換紙幣であった為、200 両分もないと金貨
100 両と交換できないほどであったと研究者の報告
もあります。

地方においても維新直後の各藩 (藩庁)、府県は、
藩札、府県札を発行しており、社会においては、い
まだ幕府体制の貨幣が流通の主流であったよし。

明治 4 年新貨条例を公布、西洋に倣い金本位制
を採用し、円を制定し (1 円 = 1.5g) 円・銭・厘
の 10 進法採用とするが、経済的には東洋圏であり、
いまだ銀本位制 (貿易用の 1 円銀貨) であった。(石
見銀山を考える) だがこれ以降小判は市場から姿を
消し太政官札、藩札、府県札も逐次兌換され姿を消
していきます。しかし江戸時代庶民の流通の主流、
天保銭はその後も使われていたとの説もあります。

維新初期は動乱期であり、米価から計算した金一
両の価格は、江戸中期 4 万円前後が幕末から明治に
かけて 4 千円前後であったとの資料もあります。

いわき地方に於いても、明治 2 年は、大凶作であ
り米の収穫高は、例年の 2 割程度だったとの資料も
あります。また平藩庁は、新政府へ租税納入の為旧
幕府時代以上の激しい取立てを行ったといわれている。
もっとも、知藩事の収入 (所得) は石高の 10 パー
セントぐらいに落とされ、その他家来? 地方役人等
の諸経費を引いてほとんどが新政府の租税であった
よし。

また本題に戻ります。

新政府は、当初、売買譲渡のつど地券の発行方式
をとっていたが、それでは全国の土地の状況を短期
間に把握不可能であるとし、13 条「達」により「従
来ノ持地ハ追テ地券渡シ方ノ儀可相」人民すべての
土地に地券を発行する予告をし、それをうけ 7 月
の全国一般発行布達をおこない、明治 6 年 7 月の
地租改正法布達と移行していくわけでありました。

〔「地租改正報告書」明治 15 年 2 月〕によると壬
申地券の発行は、地租改正法布達ときにおいても「之
ヲ授与スル未タ半ヲ了セサル」状況であったよし。

地租改正事業に移りたいと思います。

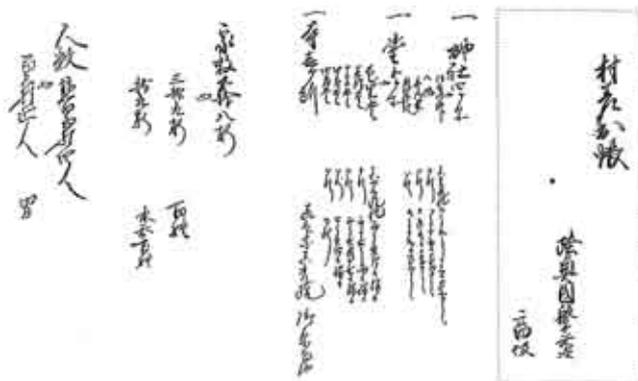
地租改正法令は、①上諭 ②改正法 ③条例 ④
施行規則 ⑤地方官心得書からなり、その理念は、
全国統一の税制により、租税負担の平準化であり、
地価の百分の三を租税とすること、目的は、地券調
査・地価調査であり、それに伴う一筆調査である。

この地租改正は、社会情勢が混沌としていた時期
であり、人民の不満不審感を抱かせ、各地に農民の
暴動が発生しています。

江戸中期から末期の身分上の農民層は、人口の 75
パーセントから 85% おり農業従事者は 50% 以上に
およぶとの学者の見解もありますが、人民 (農民) は、
統治者が変わったことによる増税と見たのでしょうか。
もっともそうであったと思います。

「5 公 5 民」の言葉を知っていると思いますが、免
5 ツとも言います。では、免 7 ツといえば 7 割免除と
考えますが、年貢率 7 割のことです。各藩の財政状
態によって違いがあるのですが、平均免 5 ツでしょ
うか。

前ページに記載しましたが、検地帳の (田畑) 上、
中、下は、広さ、収穫量、土壌、灌漑の良し悪しを
調査し決めたものです、学者によるある藩の調査で
は、反当り上田で 1 石 4 斗、下田で 1 石 2 斗との
報告資料があります。1 石 = 2.5 俵 = 150kg、1 石
= 10 斗でありますから、1 石 4 斗では、210 kg で
しょうか。10 石以上を持つ大百姓はあまりいなか
ったみたいですので、五反歩農家で計算してみますと
1050 kg = 17.5 俵、免 5 ツとして残るのが 525kg =
8.75 俵、石の単位は大人 1 人が 1 年間に食べる米
の量を基準として設定されたものとのことで有りま
すから、525 ÷ 150 = 3.5 人となります。これは私
の単純計算であり、肥料代等の諸経費は含まれてお
りません。日常的に米を主食とすることは困難だ
ったことがわかります。年貢米で収められない場合、
小物成 (大豆、大麦、小麦、茶、梅、山菜、竹の子、栗、
薪…変わったもので雀等) でも収めていたようで、



種別	石高	戸数	人口	本百姓	水百姓	職別別戸数	各種別	市日	百人	収入	寺社
内	五三石一斗九升一合	五八戸	男一三六人 女一六八人	三九戸	一九戸	一戸	山年貢 一三三文 馬立税 一貫八〇文 竹 五五七奉	馬市	一〇	一〇	一〇
寄											

資料6 江戸中期における村鑑大概帳
江戸中期における内郷高坂村の差出し状
江戸時代の村の概要を書き記した帳簿であって郷村明細帳(村鑑大概帳)ともよばれる(明治大学院所蔵)上記等を整理したもの

生活の糧を得るには、村落共有の入会地(公有地)は、その意味で重要な場所であったわけです。後に明治政府による地券発行基準の明確化にあたり、土地の分類基準が制定されますが、官民有区分が、地券発行の所有者決定に大きな混乱を招いたようです。

※明治8年地租改正事務局乙第三号同丁一号達による区分処分派員心得

1条 旧領主地頭ニ於テ既ニ某村持ト定メ、官簿又ハ村簿ノ内公証スベキ書類ニ記載分ハ勿論……民有地第二種に編入スベシ。その他にも決まり事が在ったよし。

※明治10年度にはいと、国有林野引戻し運動が各地で活発になり、わが地域においても、県への訴え、同盟会を組織し法廷で争い、勝利した所もあるとの資料もあります。

幕藩時代年貢は、村の法定生産量である石高に応じて、個人ではなく村(資料6)に課税した村請制をとっており、村全体が連帯責任を負っており、で

きなければ、処罰の連座制を適用されたわけであり。その時代の自治組織は、町、村に任されており、町役人(町年寄、名主、大家)村役人(名主、組頭、百姓代)の管理の下に置かれ組織化されていたのです。明治5年この地方三役(じかたさんやく)制度が廃止になり、戸長制度に変わっても、そのような組織体意識があったればこそ、短期間に人民の手による明治の地図ができたのではないのでしょうか。

※明治6年、地租改正二付人民心得書

第六条 実地歩数ヲ定ルニニハ先ツ村役人立会銘々持地ニ畝杭ヲ建置キ然ル後ニ隣田畑持主供申合耕地へ臨ミ経界ヲ正シ銘々限り持地有り俣(すべて?)ノ形ヲ描キ入歩出歩等計ヒ屈曲ヲ平均シテ(十字法による縄入れ測量)縦何間横何間ト間数を図リ其ノ間数ニ応ジ坪詰イタシ一筆毎右之通取調村役人へ差出シ役人オイテ… 記載あり。

また脱線してしまいました。

いわき地方の地租改正事業は、磐前県で6年6月に着手、地価調査、田畑の測量についても8年中には、ほとんど終了したとの資料があります。条例布告は、6年7月であり、明治5年8月、租税寮改正局が設置され地券渡方規則等が公布されていたとしても、福島県(中通り地方)の9年1月からに比べれば随分早く取り掛かったものであります。この違いは土地台帳付属地図の縮尺記載のない図面、及び旧地籍図との相違の多さにあらわれるのではないのでしょうか。なぜなら、6年5月から8年8月まで政府の実施方針が確定していなかったとの資料があります。地租改正事務局設置が8年3月であり、福島県(旧)は、その準備として5年7月に高反別調書の書き上げ6年1月に地租取調規則を発し、地券公布のための地所調べと収穫の調べをこの時期に当てているからです。

?…地租改正事務局…。私は、当初明治政府が地租改正事務を取り扱う為に設置した部局、と捉えておりましたが、総裁は、内務卿大久保利通(薩摩)、次席に大蔵卿大隈重信(佐賀)、局長に、租税頭松方正義(薩摩)が就任しており、単なる部局ではなく、地理寮が、大蔵省から内務省に分離し移った事、ほぼ同時期に地籍編纂事業が始まった事を考えれば、新政府の強い意思、国家的プロジェクトだったことが窺われます。

地租改正事業の目的は、先ほど述べた地価調査、地券調査、による地租の確定でありますから、後の内務省達により実施した、官地民地を問わず、土地

全体について地籍を編成し、それを図示することで、国土の明確化を目的とした「地籍編纂事業」とは違うわけでありませぬ。明治9年の内務省第一回年報「量地及び地籍の概要」を見ますと、…わが国には地籍の基礎がなく、郷帳村鑑（検地帳・村絵図）などがあるのみで、課税資料の作成というのみに力点が置かれている。…地籍編纂事業は、本来測量から始め地籍簿を整えるのが順序であるが、…当面は官有地について測量を行い、民有地については、地租改正の成果を使用し地籍編纂事業を行うものとする。…と記載されております。

18年3月の「地押調査」の実施でもそうですが、中央政府が統轄し、業務の一節を府県庁に委任し、実際の作業は、戸長、村用掛、総代等に責任を負わせ遂行させたものであります。

磐前県では、資料解説は省きますが、明治6年租税のあまりにも高さに村方より、嘆願書が出されております。明治初期の文体なので、難しいのですが、要約すると、驚くべき増税である。家財を売却しても払える額ではない。実地検査を行い、位（上中下だと思ふ）にあった税額に変更してもらいたい。せめて本年は旧来通りにしてほしい。

陳情を受け磐前県令が政府租税頭、陸奥宗光に救助願いを出しています。要約すると、旧来の租税額17,034円に対して、新租税115,798円となるので、その内の53,741円を納入額とするので、残りの免除願いと、早急な政府への実地検査願いと、地券税規則発布願いと地券税の決定願いである。新政府は税の免除願いをおおむね聞き入れております。磐前県においては、その後数度同じような救助願いを新政府に出しております。混乱ぶりが窺われます。この約6.8倍もの租税額になったのは、米相場の時価値段で納入させようとしたものとおもわれます。明治5年までは、幕府時代の年貢制度を踏襲していました。いわき地方においては、「半石半永制」を採っていたと言われており、現物納年貢半分、米相場による貨幣納半分でしょうか。「安石代」という言葉が資料等に出てきますので、旧体制時においては、相場の何割かだったのでしょう。又、雑税として、前にも記載しましたが、旧体制時の小物成にも税を掛けています。

一筆調査をみますと、磐前県の文献は、少ないのですが、郷帳村鑑（検地帳）、村絵図等を基にしたのだろうが、萱場畑、草木畑はどうするのか、田畑の放置した荒地はどうするのか、村民が共同で開墾した「総持」はどうするのか、溝渠や川幅はどう測

るのか、池湖沼、堤塘、山岳はどう測るのか、そのつどお伺いを立てている始末です。

地租改正は、租税の為の耕地丈量が目的であったが、そうでない土地との区別（あえて境と言う言葉は使いませぬ。）することが必要となり、すべての土地を対象にしなければいけなく、矛盾をはらんでいたわけでありませぬ。

磐前県は、一応明治9年に終了をみましたが、翌年からは、その訂正に追われています。

福島県全体でみますと14年であり、ここでは省きますが、すべての土地を丈量したのかとゆうと疑問なわけでありませぬ、その粗雑さがわかります。しかし冷静に考えてみますと、当時としての社会情勢下、この年数で終わらせたのは、賞賛すべきでしょう。現場の調査をした村方の総代人は相当な苦勞をしたのではないかと思います。

これが法務局備え付け地図に準ずる図面（土地台帳付属地図）ができた、ルーツなのです。

立法の形式も未整備で、迅速に竣功したため、多くの問題を残したのが現状です。特に改組地引絵図の作成は、前にも記載しましたが、応急的な伝習による、村方による手で行われており、技術的な問題、意識的な問題（故意の測量）があり、其れにより地押調査へと進んでいくわけでありませぬが、地押調査においても、福島県では、最初の明治19年は、（北会津、菊田、磐前、磐城）失敗に終わり、地主総代、戸長の地押調査上の責任を強調し、正確な地押の実施を厳命しています。その後、明治20年4月に、土地整理心得七ヶ条を定めています。

東京府では、木村屋がアンパンを販売し始め、庶民は、新聞閲覧所なるところで、お茶とお菓子付きで、世論談義をし、流行り始めた牛鍋を食べ、自転車教習所で乗り方の練習していた時代のころであります。

最後に森松萬英判事の報告書の一説を記載し、此のへんで終わりにしたいと思います。

『経界訴訟にとって大事なことは、日本の社会の変化の中に境界の形成変化発展のあとを知り、あるべき境界線の発見に資することである。現在は、過去の精華であり、将来に続いている。先人の血と汗になる過去の境界形成の変化について十分な知識がなければ到底現在の境界を理解し得ない場合が多かろう。我々はただ肉眼で見ただけで物事を判断してはならない。境界の歴史を知らずして境界の発見は、困難ではなかろうか。』

怒りを覚える言葉である。誰に、何に、……それは内緒。

第17回日本マンション学会 東京大会

今年で17回目となる日本マンション学会が平成20年4月19日(土)、20日(日)の2日間にわたり八王子の緑豊かな自然に囲まれた創価大学で行われました。今大会では「マンションにおけるリスクマネジメント」をメインテーマとして、計6つの分科会が開催されました。区分所有権という複雑な権利関係の中での管理の難しさ、高経年マンションをリモデリング(増改築工事)または建替えるといった場合の問題点など、今日的な課題が取り上げられました。1日目は全分科会とメインシンポジウム、2日目は第4分科会に参加してきましたので報告いたします。

1日目

第1分科会「IT金融社会と不動産登記制度の変質」

Jリート市場の現状と将来について。不動産価格が下落する中でもJリートは現在約5兆円市場に成長している。今後も不動産賃貸市場は堅調に推移すると見込まれるが、さらなる発展のためには安定配当と長期投資を目的とする個人投資家を増やす販売チャンネルの開拓、税制改正、転換社債の導入が必要である。

〔(社)不動産証券化協会専務理事 巻島一郎氏〕



第1分科会の様子



第2分科会「管理組合のニーズに対してマンション管理士はどういう支援ができるか」

マンション管理士の職域拡大のための取組みとして、自主管理マンションのサポート事例の報告がされた。自主管理マンションは組合役員に対する業務負荷が極めて高いこと、役員が短期間に交代する中、そのマンションの経過を見つめ記憶する役割が期待されている。マンション管理士の業務を明確にし、管理会社の業務と差別化できるサービスを提供することが肝要である。

〔日本マンション管理(株) 代表取締役・マンション管理士 新目孝三氏〕

第3分科会「リモデリングによるマンション再生」

国土交通省によると建築後30年以上のマンションが現在の56万戸から5年後には106.1万戸になり、10年後には161万戸になるといわれている。高齢マンションの抱える問題点と高経年マンションの再生に成功しているマンションはハード面の解決のみならず、居住者のニーズにあわせて高齢者から子育て、女性対象など、社会の問題も先取りして改善に取り組んでいるとの事例報告がされた。またこれからのマンションに必要なことはコミュニティ形成の充実が必要であるとの指摘があった。

〔千里金蘭大学現代社会学部現代社会学科教授 藤本佳子氏〕

午前中の分科会に引き続き、午後からはメインシンポジウムが行われた。



メインシンポジウム会場

テーマ「マンションにおけるリスクマネジメント」

趣旨説明を受けて各パネリストによる主題解説が行われた。

趣旨説明 創価大学法科大学院教授 藤井俊二氏
マンションのリスクの中でも今日緊急に解決を迫られていると思われる問題としては、建築物の瑕疵による物理的リスク、管理費滞納等による経済的リスク、大災害に伴うリスクなどがあげられる。これらについてどのようにアプローチすべきなのか。

パネリスト主題解説

「マンションにおける耐震リスクとその対策」

関西大学環境都市工学部建築学科准教授 西澤英和氏
兵庫県南部地震ではマンションの構造被害による犠牲者はほとんど報告されていない。これはマンションは基本的に耐震性能に優れている証明だ。むしろ改修可能であるにもかかわらず公費解体された結果、経済被害を大きくしたところにリスク管理の脆弱性がある。

「マンションの維持・管理に関する経済的リスクとその対策」

創価大学法学部教授 花房博文氏
滞納管理費問題はマンショントラブルの40%強を占めている。回収を進めるのに区分所有法では限界があり、管理費の先取特権の順位を上げるなどの立法上の

制度改正が必要だ。また財産的価値としてのマンションを維持していかなければならない。これらは金融政策・住宅政策と深く関わる問題であり、居住者がその世代に応じたニーズを提供してくれる生活拠点を選択・移動できるような社会システムを構築する必要がある。

「マンションの建替え過程におけるリスク」

(株)アークブレイン 田村誠邦氏

今回取り上げるリスクは建替えが途中で頓挫するリスクと、そもそも建替えができないリスクに分けて考える。前者の原因としては老朽化の程度がそれほど進んでいない、容積率に余裕がないなどがあげられる。この段階での頓挫は投資が行われていない段階なのでリスクとしてそれほど大きいものではない。しかし、建替え事業がスタートしてからの頓挫の影響は甚大になると予想される。これらの原因としては非賛成者に対する売渡請求の結果訴訟が生じ、決着まで事業が止まる、予期せぬ経済変動などがある。後者は従前の面積が確保できないとなると、合意形成は極めて難しい。こうなると最終的には空室率の増加が進み、維持コストのみがかかるという負の資産に化す可能性が高い。

2日目

第4分科会「マンションの管理と瑕疵をめぐる法律問題」

建築瑕疵の発生を防止するためにわが国では、建



第4分科会の様子

築基準法上の確認制度や「住宅の品質確保の促進等に関する法律」、「民法」に規定する瑕疵担保責任を追及することができるかとされてきた。しかし、耐震強度偽装問題ではマンション分譲業者が倒産したことから被害者は既存の法制度では救済されないという問題が生じた。そこで瑕疵担保責任が確実に履行できるよう「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」が制定された。この法律では資力確保措置を義務づけることを目的に建設業者または宅地建物取引業者に瑕疵担保保証金の供託または保険契約の締結を義務づけた。

おわりに

取材当日の4月19日の日経新聞に多摩ニュータウンの建替え計画の記事がありました。合意形成するまでの並々ならぬ苦勞、その間の老朽化と住民の高齢化が進み、「時間との戦い」の見出しが目を引きました。また20日の同じく日経新聞には欠陥住宅保険事業に6、7社参入するとの記事が出ていました。今回の学会のテーマはまさに時宜を得ているものであり、今更ながらマンション管理の難しさを体感した取材でありました。

(取材 広報員 山本憲一)





赤れんがまつり 2008年



↑ 民事局コーナー（日本土地家屋調査士会連合会・日本司法書士会連合会共催）「人生クイズラリー」の様子

法務省、最高検察庁が共催で毎年春・秋2回開催され、今年5月25日開催で4回目となる「赤れんがまつり」に日本土地家屋調査士会連合会は昨年の春に続いて参加した。今年はいよいよ朝から雨降りで、一般参加者の出足が心配されたが正面ゲートに傘の行列ができており、このイベントが定着してきた感がある。身近に開かれた司法を目指し、「みんなで奏でる司法のハーモニー」をテーマに様々なイベントが企画されています。地下中央広場での音楽コンサート、大会議場では毎回恒例となっている「検事総長と語る会」、今年であと一年後に迫った裁判員制度の実施に向けて但木敬一検事総長が自ら語り、新しい制度をわかりやすく説明し会場とのトークショーで市民に直接語りかけるなど身近な司法をアピールしていたのが印象的だった。

正面赤れんが棟では法務省の歴史資料の展示、赤れんが寄席などが開催されており、三遊亭圓橘さんが裁判員制度を題材にしたオリジナル落語「評議は踊る」を熱演。もう一人の真打ち三遊亭小圓朝さんは古典落語を演じ、多くの観客の笑いを誘っていた。

また、毎回このイベントの一番人気は刑務所の食事体験で、法務省ビル20階のラウンジ（談話室）が会場となっているが、数量限定の整理券を求めて長蛇の列ができ、直ぐに売り切れてしまいます。

法務省民事局のコーナーでは、「人生クイズラリー ～あなたの身近に法務局～」をテーマに掲げ、職員手作りのパネルと小冊子を展示し、クイズ問題や法務局の取扱い業務を中心にわかり易く解説している。展示会場は法務省ビル1階の奥でちょっとわかりにくい所だったが、午前9時30分赤れんがまつりが開演してしばらくすると多くの来場者が行列となり法務省職員の丁寧な説明にパネルを見ながら熱心にメモを取る人、質問をする人など、中にはクイズの解答を教わっているお年寄りもいて和気あいあい、なごやかな雰囲気につつまれていた。

いつの間にか雨も上がり、野外中央広場では雨の雫でキラキラ光る赤れんが棟をバックに「ペペ」によるミニコンサートが行われており人だかりを前に澄み切った歌声が響いている。司法制度改革・法務行政など市民が楽しみながら身近に感じた一日だった。



「ペペ」によるミニコンサート

広報最前線

岐阜

【岐阜県】

岐阜の「岐」は中国の「岐山」(周の文王が立ち上がり、八百年の太平の基を築いた地)にちなんで付けられ、岐阜の「阜」は中国「曲阜」(学問の祖、孔子の生まれた地)にちなんで付けられたそうです。織田信長は、そんな太平と学問の地であるという説を生かして、城下の井之口を岐阜と改め、天下統一の拠点として全国にその名を広めました。位置的には、日本のほぼ中央にあり、周りを7つの県に囲まれた内陸県(海がありません。)です。面積的には、全国第七位を誇り、そんな場所を「岐阜支部」「大垣支部」「東濃支部」「中濃支部」「高山支部」の5支部に分け、われわれ岐阜県土地家屋調査士会は業務を行っています。

【広報活動】

一岐阜調会報一

岐阜調会報という名前で、会報誌



岐阜県土地家屋調査士会館

を年2回、1月と8月に発刊しています。内容は「各総会報告」「部会だより」「支部だより」「会員のひろば」「事務局だより」「俳句コーナー」等となっています。毎回編集作業をおこなう際、もう少し碎けた内容のコーナーを創りたいと試行錯誤するのですが、なかなか難しく実現するにはいたっていません。尚、発刊された本誌を、市町村、工業高校等へ配布し、対外広報の一環としていますが、現在の内容で外部の方にどれほど関心を持っていただけているかは、毎回疑問を感じるところです。しかし、ごく一部の方であれ、読んでいただけていることを信じ、継続

事業としていきたいと思っています。

一新聞広告一

一年に2回、年始と10月1日(土地の日)に、地元紙「岐阜新聞」に広告を掲載しています。「杭(境界)を残して、悔いを残さず」「境界紛争ゼロ宣言」をキャッチフレーズにして、対外広報の主力のひとつになっています。しかし、岐阜は広い県ですから、この地方紙「岐阜新聞」が県内のすべてでトップシェアではなく、広報に場所の偏りができているのが現状です。今後、削減される予算と相談しながら別紙面への掲載も考慮しなければと考えています。

—テレビ出演—

珍しい広報活動として、毎年10月～12月に計6回（5分～6分間）地方ローカル番組にスポット出演しています。昨年は、会長以下、主要役員が「調査士業務について」「境界立会い」「分筆」等をテーマにアナウンサーと対話形式で番組出演しました。出演当初は、大衆の面前で話慣れた会長ですらテレビ慣れしている訳もなく、実際の放送を観ても何を言っているのか解らないところがありました。昨年あたりは出演3回目という事もあり、「本当にうまく説明できているな」と感じる事ができました。（テレビ映りも良かったです。）ただ、放送時間は夕方6時前後であり、話す内容もどうしても硬くなりますのでどれだけの人に見てもらえているかは毎回疑問です。しかし、地元放送局の新築移転に伴い昨年あたりから放送局自体もローカル番組に力を入れている様に見受けられますので、本年度も継続事業とし、視聴率アップを期待したいと思います。

—その他—

キャンペーン用グッズ（ティッシュペーパー・ボールペン）を作



ジャンパー



ポロシャツと帽子

成して、各支部でおこなわれる無料相談会、農業祭等への出店の際に、一般の方へ配布していただいています。ホームページについては、「調査士の仕事」「ニュース」「情報公開」等を掲載し、パスワード付きの「会員の広場」からは、各種資料をダウンロードできるようになっています。特に、会員の研修会単位取得状況が「情報公開」の場所から一般閲覧できることは、まだすべての県では行われていないと思います。今後、対外広報の主戦力となるホームページですから、掲載方法、掲載内容をよく話し合い改善していきたいです。

—中部ブロック統一ユニフォーム—

—昨年の中部ブロック事業ではありますが、「統一ユニフォーム」として、帽子、ジャンパー、ポロシャツを作製いたしました。岐阜県会において、そのロゴの作製からすべてに携わってきた商品ですので、個人的には大変愛着があります。若干、まだ在庫がございますので、お気に入りの方は是非、背中に「土地家屋調査士」の文字を背負って、測量の場で、立会の場で、広報活動にご協力いただけたら幸いです。

岐阜県土地家屋調査士会
広報部長 小島義弘

会長 レポート

4月16日～5月15日

Report

4月16日

監査会／日弁連新役員就任披露会

今日から2日間、監事三氏による連合会事業の業務監査及び会計監査が実施される。田坂・阿部・杉井の各監事によって証憑書類等の調査などが専務理事・財務部長はじめ各部長・事務局職員等へのヒアリングをまじえて行われた。私も同席し、いくつかの事項について説明をさせていただいた。

夕刻から日本弁護士連合会の新役員披露会が日弁連会館で開催され、招待いただき出席。同連合会の会長は2年ごとに改選されるが、今次の改選では新しい日弁連会長に元日弁連副会長・元大阪弁護士会長で、一連の司法制度改革にも尽力されている宮崎誠氏が選出された。また副会長のお一人には日弁連法務研究財団で土地家屋調査士特別研修のカリキュラム作成・講師等としてお世話になっている山本剛嗣東京弁護士会長が選任された。鳩山法務大臣、島田最高裁判所長官、但木検事総長ほか法曹界ばかりでなく広く各界の代表者が出席された盛大な披露会。宮崎新会長の就任のあいさつ、各界の代表者による祝辞では今、法曹界の最大のテーマである裁判員制度などについての抱負が語られた。

17日

第2回正副会長会議

午前中、午後から開催予定の第1回理事会に提案する議題について協議と意見調整。

なお、監事の先生方による監査会はこの日も続行された。

17～18日

第1回理事会

年度としては第1回となる理事会を開催。実質的には19年度の最終の理事会でもあるが、この日は6月の定時総会に提案する事業計画案や予算案などの議題についてが審議された。特に今総会では連合会費の改定を含む重要な議案を提出することから、熱心な討議となった。また、運営の各論等が整いつつある土地家屋調査士CPDについて、研修部から意欲的な計画が提出された。

18日

新会館移転披露会

あいにくの雨模様となったが午後から関係省庁・団体の代表者、国会議員の先生方をお招きして新会

館移転の披露会を現地会館で開催。

席上、新会館への移転に際し連合会顧問・香川保一先生から掲額を拝受。その披露も行われる。法務省民事第二課から小川秀樹課長はじめ幹部職員のみなさん、香川先生、清水湛先生ほか連合会学術顧問の先生方、山崎拓・元自民党幹事長、保岡興治・自民党調査士議員連盟会長、井上義久・公明党副代表、江田五月・参議院議長はじめ議員連盟・懇話会でお世話になっている国会議員の先生方、日本測量協会・村井俊治会長、野々村邦夫地図センター理事長、小笠原希悦全国国土調査協会常任理事はじめお世話になっている関係団体からも多数お祝いに駆けつけてくださった。

新会館での実質的な執務開始は4月末からを予定している。

19～20日

日本マンション学会 東京大会

連合会も会員となっている日本マンション学会の総会を兼ねた研究大会が2日間の予定で都下の創価大学キャンパスで開催された。役員を拝命しているので理事会と総会にも出席した。今年は役員改選の年でもあり、新会長には日調連の2000年の東京シンポジウム、2006年の京都シンポジウム等でお世話になった折田泰宏氏(弁護士・元裁判官)が就任された。研究大会では『リスクマネジメント』をメインシンポのテーマにして、いくつかの分科会を開催。私自身は予てからの関心分野であるリ・モデリング(相当の築後年数を経たいわゆる高齢マンションの、修復や増築・増戸を伴う保全と改良)についての国際比較研究を含む報告のパネルディスカッション等に参加。

21日

第5回 塩崎恭久議員と明日を語る会 in 大阪

自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の幹事長として調査士を応援いただいている塩崎恭久・元内閣官房長官の政治報告会を兼ねたトークショウが、大阪市内のホテルで開催され出席。開会の前の1時間、大阪政治連盟のお世話で塩崎先生を囲んで近畿ブロック内の土地家屋調査士会役員、政治連盟役員との意見交換会が開催され同席。調査士側から目下の現場での課題などを説明、塩崎先生からアドバイス等をいただいた。

トークショウは同志社大学教授として近畿ブロックの土地家屋調査士会員が出講する寄付講座の開設にもご尽力いただいた方でテレビ等にも出演されている村田晃嗣先生と、塩崎先生による国際問題、国内問題等についての討論があり、勉強になった。

23日

近未来政治研究会

連合会で執務ののち、夕刻から都内のホテルで開催の近未来政治研究会(山崎拓会長)の国政報告会に出席。山崎会長は自民党土地家屋調査士議員連盟の顧問としてご指導頂いているが、この日は同氏が主宰する近未来政治研究会に所属する衆参両院の議員先生方が勢ぞろいし盛会裏に開催された。

5月7日

JICA 集団研修に出講/士業連絡会

午前9時から正午まで、茨城県つくば市にある国土地理院セミナー室を会場にJICA(独立行政法人・国際協力機構)研修生として日本で学ぶ各国の測量関係の研修生(多くは各国の政府幹部職員)への講義に出講。ここ7~8年この季節に招かれ【世界の地籍制度】をテーマにお話しさせていただいている。この日は、丁度講義日の直前にサイクロンに襲われたミャンマー政府からの研修生も受講されていたので、本来のテーマのほか、大災害とその復旧過程における地図・測量の役割、平成地籍整備、土地境界問題についての日本の最近の取り組みなどについてもお話しさせていただいた。アジアやアフリカ諸国からの研修生の皆さんにそれぞれのお国の地籍事情などについてもお聞きし、私も勉強させていただいた。講義終了後、今春から国土地理院地理空間情報部・基盤地図情報課長として地理院に戻られた田中大和・前土地水資源局国土調査課長補佐に案内いただき国土地理院の幹部の皆さんに挨拶をさせていただいた。

午後連合会に戻り、新会館での初執務。新会館の大家さんでもある東京会の会館と日調連の会館が同じ屋根の下になったのは新橋の会館以来20数年ぶり。音羽会館と比べて機能的にも立地的にも優れていることを実感。職員の士気も高まっているとのこと。夕刻から都市センターホテルで税理士、社会保険労務士、不動産鑑定士など資格者団体の有志が集まったの意見交換会が開催され出席。保岡興治・衆議院議員も出席され、資格制度の現状と課題等について意見交換。また、ゲストとして前日弁連会長の平山正剛先生が出席され、会長在任中の労をねぎらう慰労会を兼ねることとなった。

8日

松本充弘さん来会

私は大阪会の役員としての在任期間も相当長だったが、その折の同僚役員でもあり、仕事上はライバル、私生活では無二の親友である松本充弘・元大阪会副会長が新会館に来会。

かつて多くの時間を制度の充実についての夢を語り合った仲間であるが、現在は大阪・東京に事務所を持つ調査士法人の代表社員として活躍されている。

仲間内では無類の勉強好きでも有名な方であり、この日も話題は広範に及び、大いに刺激を受けた。尚、翌日同氏は『下町のシボレー』だとジョークを添えて、私の街歩き用に折りたたみ自転車を持参してくれた。

9日

測量系CPD協議会総会・講演会/日本測量協会理事会

午前 音羽会館にすぐ近い測量年金会館で開催された測量系CPD協議会総会・講演会に出席。これまで日本測量協会を事務局として運営していたのを新しく組織する協議会に移行するのを機に開催したもので、協議会への移行は全会一致で承認される。総会終了後、日本測量協会会長・村井俊治氏の新しい時代の測量界の展望と研修の重要性についての記念講演を拝聴。

午後 新会館とは目と鼻の先になった水道橋の東京ドームホテルで社団法人日本測量協会の理事会が開催され、役員として出席。

12日

中国四川省で大地震発生、甚大な被害が予測される旨の報道あり。

13日

法務省民事第二課 打ち合わせ

日本加除出版社真壁部長ほか来会。

法務省民事第二課にて現下の表示に関する登記及び土地家屋調査士業務の課題等について意見交換させていただく。

14日

午前連合会にて執務

南城正剛制度対策本部委員(国際交流室担当)、瀬口専務ほかと会務打ち合わせ。

15日

八士の会 懇談会・懇親会

都内の名門クラブという交詢社で開催された八士の会(弁護士および隣接法律専門職団体の意見交換会)に出席。日弁連からは宮崎誠会長、本林徹政治連盟理事長(元日弁連会長)が出席されたほか、各団体とも連合会役員、政治連盟役員が出席し、資格制度をめぐる諸問題ははじめ広範なテーマについて意見を交換した。日調連からは各副会長、井上政治連盟会長ほか役員が参加。私はあいさつの中で、士業間の垣根の議論も大事だが、例えば大災害の復興過程においては多くの職種の専門資格者とその団体の強い連携が欠かせない。専門家の連携により実質的に国民の利便性が向上するための施策について議論し、可能なことから実現していくことが重要だと認識している旨を述べさせていただいた。



世界遺産候補地

The Site proposed for the World Heritage Site

大阪土地家屋調査士会堺支部の会員から見た もず 百舌鳥・古市古墳群 ふるいち

大阪土地家屋調査士会 堺支部 石崎克佳

生まれ育った堺の街、幼少の頃から古墳は見慣れた風景でした。この度、日本土地家屋調査士会連合会の会報に寄稿する記事の作成を依頼され、文章を書こうとして資料を調査したところ、知らないことばかりで発見の連続でした。

最初に、この記事を作成するに際しては、大阪府・堺市のホームページや社団法人堺コンベンション協会様が作成されたパンフレット・写真等を参考にさせていただきましたことをお伝えいたします。添付しました写真2点は、社団法人堺コンベンション協会様の許可を得て、使わせていただいております。

昨年、世界遺産になりたいと立候補した百舌鳥・古市古墳群とは一体どのようなものでしょうか。全体の概略は以下の通りです。別紙の位置図（大阪府教育委員会提供資料）もご参照願います。

もず 百舌鳥古墳群

堺市にあり、東西 4 km、南北 4 km

仁徳陵古墳（日本一の広さ）をはじめ、履中陵古墳（日本で第3位）など 4 世紀後半から 5 世紀後半にかけて築造された 47 基の古墳。

ふるいち 古市古墳群

羽曳野市、藤井寺市にあり、東西 4 km、南北 4 km

応神陵古墳（日本で第2位）をはじめ、4 世紀後半から 6 世紀前半にかけて築造された 44 基の古墳。

西にある百舌鳥古墳群の東端と東にある古市古墳群の西端との間は約 6 km 離れている（その間には、古墳群はありません）。

私自身は古市古墳群にはなじみが薄いので、この場においては、百舌鳥古墳群、特に仁徳陵古墳を中心に紹介させていただきます。

今から 30 年前の昭和 53 年、1978 年に NHK 大河ドラマ第 16 作で『黄

金の日日』が放送され、堺が一躍脚光を浴び多くの観光客を呼び集めました。その後も着々と観光都市となるべく様々な整備がなされてきました。

堺で有名なものは、お寺、鉄砲鍛冶、包丁、線香、千利休、茶菓子、自転車など数え上げるときりがありませんが、観光用のパンフレットに欠かせないのが仁徳陵古墳です。その墳長およそ 486 m。前方部は幅 305 m、高さ約 33 m です。上空から見ると鍵穴のように見えます。バランス的には後ろの部分である円の部分を上にすると格好がいい構図になります。



位置図 大阪府教育委員会提供資料



仁徳陵古墳（南側からの空中写真）
© 社団法人 堺観光コンベンション協会



仁徳陵古墳（東側からの空中写真）
© 社団法人 堺観光コンベンション協会

私の小学校の教科書に記載されていました仁徳陵古墳は、エジプトのクフ王のピラミッド、中国の秦の始皇帝陵と並び世界三大陵墓の一つに数えられており、その広さは約 464,000 m² です。甲子園の全体の広さが 39,600 m²（概ね 200 m 四方）だそうですから、殆んど 12 個がこの仁徳陵古墳に入ってしまうほどの大きさです。実際にこの古墳に行った事があるのですが、私の眼に写るのはこの巨大なお墓のほんの一部のみであり、全体の様子を想像する事が困難なほどです。古墳の外側から中を見ると、見えるのはお濠と木々なのですが、殆んど人類未踏だろうと想像すると、異次元の空間へタイムスリップするかのよう感じたことを思い出しています。探究心が旺盛な私にとって残念なのは、その古墳の中には入ることが出来ないことです。（保全の意味では当然のことですね。）全体の様子は、社団法人堺コンベンション協会様から借用しました写真をごらんいただけますと、つかめると思います。

仁徳陵古墳の仁徳天皇の子供の履中天皇のお墓が履中陵古墳であり、約 750 m 南に離れているのですが、地図で観察してみると、2つの古墳は殆んど同じ方向を向いて建造されていることが興味深く思いました。当事の測量技術はどのようなものだったのでしょうか。最近、土地家屋調査士の業務として調査を依頼された土地は履中陵古墳の北側に接する部分でした。住宅地図を見て、現地調査をして思ったことは、形状的に調査対象土地及び隣接地は、どう考えても陵墓の一部（後円部の濠）ではないかと思えることでした。その中には、居宅が建築され、一般の市民の方に分譲されたり、販売中の土地があります。これに関して思い出したのは、数年前に新聞報道された古市古墳群の一部の藤井寺市にある、はざみ山古墳の土地の一部が競売され、落札した民間会社と藤井寺市との買い取り交渉が決裂し、現在も裁判所で係争中であることです。千数百年の間には、日本の社会には数々の想定外のことが起きるのですから、このことを鑑みますと、古墳群とい

うのは、私たち生きている人間と同様に『存在自体が尊い』というふうに私は感じています。

この記事を読まれた皆様に、お時間がございましたらぜひ堺にお越しいただきたいと思えます。最近では某家電メーカーの液晶工場の堺への進出決定でニュース報道されましたが、観光名所はそれほど混雑しておらず、のんびりと古の文化に触れることが出来ることと思えます。又、堺にお越しになれる際には、親切に対応して下さる係員がいらっしゃる窓口を下記にご紹介させていただき、結びとさせていただきます。

社団法人 堺観光コンベンション協会

〒 590-0078

堺市堺区南瓦町 3 - 1

堺市役所本館 2 階

TEL 072 - 233 - 5258

FAX 072 - 233 - 8448

E-mail stcb@sakai-tcb.or.jp

<http://www.sakai-tcb.or.jp/>

LOOK NOW

「八士の会」懇談会の開催

平成 20 年 5 月 15 日（木）に、日本弁護士政治連盟主催の「八士の会」の懇談会が開催されました。会場となった「交詢ビルディング」は、東京都中央区銀座にあり、福澤諭吉の主唱により「知識を交換し世務を諮詢する」をスローガンとした、日本最古の社交倶楽部ハウスです。

このたび一堂に会した「八士の会」は日調連のほか、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本弁理士会、日本税理士会連合会、全国社会保険労務士会連合会、日本行政書士会連合会、社団法人日本不動産鑑定協会、これらの団体が集まるのは平成 16 年 8 月以来のことです。

今回は、政治連盟の代表も含めた初めての懇談会となり、八士の会長と各政治連盟の代表の合計 16 名から挨拶があり、お互いの理解と交流に資する会合となりました。



日調連 松岡直武会長



全調政連 井上孝三郎会長

挨拶の席上、松岡直武連合会会長からは、弁護士会と協同で設立された ADR 機関「境界問題相談(紛争・解決)センター」の紹介等のほか、阪神・淡路まちづくり支援機構における土業連携を例に、単一の土業だけでは解決できない問題を隣接法律職が連携して取り組んでいくことが重要だと述べられました。続いて井上孝三郎政治連盟会長からは、全調政連の取り組みが紹介されました。

最後に、「八士の会」幹事である伊藤茂昭日本弁護士政治連盟幹事長から、今後ともこの交流を継続していきたい旨の挨拶がなさ



保岡興治衆議院議員

れ、閉会になりました。

閉会后、懇親会が開かれ、各土業との意見交換がされたほか、これまで土業関係の交流にご尽力いただいた保岡興治衆議院議員から挨拶がありました。



社団法人日本測量協会 定時総会・懇親会

去る平成 20 年 5 月 20 日に社団法人日本測量協会の第 58 回定期総会が東京ドームホテルにて開催されました。総会終了後の懇親会に取材を兼ねて参加させていただきましたのでご報告いたします。

社団法人日本測量協会は、昭和 24 年の測量法の制定と、測量士・測量士補の国家資格の創設を契機に、測量技術の普及発達と会員相互の親和、社会的地位の向上を図ることを目的として昭和 26 年に官・学・産業界の有志により測量技術者の会員団体として設立された公益法人です。月刊『測量』の機関誌では、関連団体として土地家屋調査士の記事が掲載されることも多く、地理空間情報フォーラムの開催では、表示登記制度研究発表会／パネルディスカッション「新たな登記表題部情報整備—日本の地籍を語る—」／「土地家屋調査士のシステム展」と協賛して行います。また、明日の土地家屋調査士業務を一考しても、測量技術の高度化・多様化に対応するた



定時総会会場



め、測量系 CPD における技術講習会の実施機関として増々関連団体としての共同事業を進めていく必要性があります。

懇親会は、冒頭会長の挨拶から始まり、近年会員の減少傾向が続いたが、昨年は若干名増えて一応の歯止めがかかった事柄、地理空間情報活用推進基本法の制定、《月の地形図》の件、来年夏に劇場公

開予定の『劔岳 点の記』（原作：新田次郎）のクランクインの話等始終和やかな雰囲気だったのが印象に残りました。測量技術者によって組織された唯一の会員団体として、会員相互の情報交換・交流・親睦の機会を提供する等、活発な会員活動を通じた測量技術者の地位向上に努める姿勢に共感を覚えました。



(社)日本測量協会村井俊治会長挨拶



懇親会会場

調査士制度とともに

今回、100歳を超え元気に活躍されている「大先輩」のお話をうかがう機会を得ました。愛知県土地家屋調査士会（以下「愛知会」という。）に所属されている加藤巖会員（以下、「加藤先生」と呼びいただきます。）のお話をご紹介します。



愛知会 加藤 巖先生

加藤先生は、明治40年8月30日生まれで、今年101歳になられます。私が、加藤先生と初めてお会いしたのは昨年、愛知会総会の席上にて、ご長寿のお祝い（白寿）の時でした。その際に元

気にお話されていた加藤先生がとても印象的でした。

平成20年5月1日に加藤先生のご自宅へうかがいました。当初、色々とおうかがいする事を考えていたのですが、加藤先生より「お話しする前にこちらを見ていただきましょうか」と見せていただいたものは、昭和8年5月（当時先生は25歳）以降と書かれた「土地分合筆申告書」でした。その頃加藤先生は、大字ごとにおかれた「地主総代」をされており税務署から委嘱をうけて、土地の分筆・合筆などの申告、必要な土地の測量などを地主の方に代わって「地主総代」として行なっていたそうです。

測量方法などは、税務署の職員が指導してくれた事、また、当時は平板測量だったので雨が降ってくると大変苦労した事など苦労話をうかがいました。その頃の古い図面では、土地の形状と面積のみ記載されているものがほとんどなのですが、加藤先生が「土地分合筆申告書」に綴られている図面を見ると辺長まで記入されている事に加藤先生の几帳面さがうかがえました。

当時は遠くの現場でも測量道具を積んだ自転車で移動していた事、本業の農業での収穫物（しょうがなど）をやはり自転車で直線距離にして40kmを越える足助町（現豊田市）まで届けていた事などのお話には、今の元気な加藤先生のお姿を見て納得する所でした。

加藤先生は、昭和25年土地家屋調査士法制定後の最初の土地家屋調査士試験を受験され、翌年に土地家屋調査士として登録をされたそうです。当時は、まだ「調査士会」がなく5年後の昭和31年8月に調査士会に入会されました。

その頃の会員名簿のお写真と今の加藤先生にはあまり変わりがなく、「健康に過ごす秘訣はなんですか」とうかがった所、「毎晩の晩酌かな」とにこやかにお答えいただいた加藤先生の表情はとても印象的でした。

今は、図面が書けないとの事（加藤先生は80歳まで手書きで細かな図面を作成されていたそうです）で調査士業務から離れ

ておられますが、土地家屋調査士制度創生前の事を知っておられる大先輩にお話を聞くことが出来、大変貴重な経験をしました。大きく制度が変化の中で、多くのことが忘れ去られようとしています。全国の大先輩の方々の貴重な体験・お話などは何らかの形で後世に残す必要があるかと思います。

紙面の関係で十分お伝えできませんが、加藤先生のますますのご健勝とご多幸を祈願いたします。



申告書



申告書図面



碧海郡旭村伏見屋新田地籍字分全図

（取材 広報部理事 廣瀬一郎）

第23回

日調連 親睦ゴルフ石川大会

前夜祭

日時 平成 20 年 8 月 31 日 (日)
場所 ホテルアローレ
〒 922-0402
石川県加賀市柴山町と 5-1
TEL 0761-75-8000 FAX 0761-75-8008
URL <http://www.arrowle.co.jp/index.htm>

ゴルフ大会

日時 平成 20 年 9 月 1 日 (月)
場所 小松カントリークラブ
〒 923-0311
石川県小松市木場町セ -1 番地
フリーダイヤル 0120-78-5550
TEL 0761-43-3030 FAX 0761-43-2100
URL <http://www.komatsu-cc.co.jp/>

宿泊場所

ホテルアローレ
〒 922-0402
石川県加賀市柴山町と 5-1
TEL 0761-75-8000 FAX 0761-75-8008
URL <http://www.arrowle.co.jp/index.htm>

登録締切

平成 20 年 7 月 18 日 (金)
各所属会にお申込をお願いします。
開催要領、申込書は各調査士会へ送付してあります。

問合せ

石川県土地家屋調査士会
〒 921-8013
石川県金沢市新神田三丁目 9 番 27 号
TEL 076-291-1020 FAX 076-291-1371
E-mail ishicho@spacelan.ne.jp

日本地図最後の空白地点、劔岳の頂点を目指せ

2009年初夏全国ロードショー

映画「劔岳 点の記」

明治40年、前人未到の山に挑む。
ただ、地図を作る為だけに――

ここにあるのは、決して名誉のためではなく、利のためでもない、
仕事に誇りをもって挑む男たち。
いまの日本人が失くしつつある、日本のこころの物語である。

『劔岳 点の記』は、『八甲田山 死の彷徨』『富士山頂』などで知られる新田次郎の同名小説が原作。明治40年当時、その険しさから「針の山」といわれ、人を寄せ付けない未踏峰であり、また宗教上の理由からも登ってはならない山とされた劔岳。そこに、陸軍参謀本部に所属していた陸地測量部の柴崎芳太郎、柴崎を助ける立山の案内人・宇治長次郎が、不屈の闘志で挑んだ実話である。



監督・撮影は、木村大作。
いま、失われている日本人のこころを「劔岳 点の記」に見出し、この映画化に永年の思いと、50年の映画人生をかけて取り組む。多くの作品をカメラマンとして支えてきた木村大作の、最初で最後、たった一本の監督作品となる。

出演は、浅野忠信、香川照之、松田龍平、宮崎あおい、仲村トオル、役所広司ら、スクリーンで圧倒的な存在感、演技力を発揮するキャストがそろった。今回の企画意図に共鳴、昨今まれな長大な時間、気力、体力の必要な映画製作に参加している。





撮影は、四季折々の美しくも厳しい大自然を撮っていくために、実際の劔岳、そして立山連峰でのオールロケーションを敢行する。劔岳は、21世紀の今でも難関中の難関といわれる山。撮影は「人の目線からの画を大切にしたい」という監督の信念のもと、作り物でない本物の自然と人間を取り込んだ映像を切り取っていく。第一次ロケとして、2007年4月より実景を主とした撮影、9月12日から俳優も参加しての撮影を実施、10月26日に終了した。

この間に明治39年に柴崎と宇治が最初に2人で行なった「調査登山」を中心にしたパートを、自然を相手に完全な順撮りで撮影した。本年3月に再開した撮影は、明治村を使った陸軍参謀本部のシーンを皮切りに、いよいよフルキャストで、積雪に覆われた立山連峰に分け入り、劔岳頂上を目指す。

「国家の品格」などの著作がある数学者・藤原正彦氏は、父・新田次郎の「八甲田山」「聖職の碑」のカメラマン木村

大作が、「劔岳 点の記」を映画化することに賛同し、企画段階からずっと応援してくれている。

製作期間2年。撮影日数200日以上。撮影地点標高2500メートル以上。木村監督自ら「これは撮影ではない。“苦行”である」と称する前人未到のスケールで製作進行中の映画「劔岳 点の記」。最高の映画キャスト・スタッフが結集してのみ達しうる、“奇跡の映画”が誕生する——

©2009「劔岳 点の記」製作委員会

監督／撮影

木村大作 (68)

1939年7月13日

東京都出身。

1958年 東宝撮影部にカメラ助手として入社。斎藤孝雄（黒澤明組）村井博（岡本喜八組）に多くつく。1973年「野獣狩り」（須川栄三監督）で撮影監督デビュー。



木村大作監督

日調連からのお知らせ

「劔岳 点の記」を制作している東映では、15分程のメイキングDVDを作成しています。このDVDには厳しい大自然の中での撮影の様子、監督や出演者の熱い思い等が収録されており興味深いものです。

沖縄会

「測量器財の変遷」

相談役 宮崎 禎治



『会報おきなわ』第38号

「会報おきなわ」への寄稿文要請が広報部長よりあったので依頼文の中に「失敗学のすすめ」と題して「畑村洋太郎氏」の抜粋文があり、私も数多くの失敗もあり反省もあるが、長年業務を行って来て現代の進歩により我々が使用している測量器財の変遷というか進歩には過去を振り返って若い方々に聞いていただきたく拙文を披露したい。

私は測量業を57年、土地家屋調査士歴40年余になりました。業務当初より、記録を保管しているので抜粋して開業当時恵まれない物資不足時代を手始めに書きました。1950年（昭和25年）10月米軍施制下、那覇市松尾で奥間測量事務所（義父、奥間鳴庭と共同経営）を開設し、同年12月「那覇郵便局より石川郵便局に至る地下ケーブル線敷設に伴う現況路線測量」依頼を当時郵政庁より受託し、業務に着手しました。測量器械は自前で作成したもので、先づ測距用のテープは米軍の電線を利用してそれに布切れを縫い着けたもので、度量衡は「間」で1間、2間とし1間の中は10進法で1歩、2歩、3歩、5歩は3尺、平板はベニヤ板で作成し、アリダードは運良く米軍のものを利用、ケ

ント紙もなかなか入手出来ず、雑用紙の裏面を使用、「測針」は裁縫用の「待針」を使用。以上の器械で那覇、石川間の36kmの路線測量を縮尺1:600で作成。同月25日に提出し、官公署の業務の第1号を無事終わった。然し色々業務遂行中にトラブルに遭って苦労した。

- ①瑞慶覧付近で米軍車輛によりテープの切断、即製補修して業務続行。
 - ②東恩納で当時の貨物バスに乗り遅れて夜中の2時頃に徒歩で那覇に帰宅した。
- 首里、西原交差点より陽迎橋方向へは当時建物は殆どない時で12月の寒風は厳しく、アリダードを覗いてプロットしようとしたが、手が寒さで思うように動かずポールマンの位置まで駆足して手を温めて業務を進めた思い出もある。

そこで翌年は測量器材を整備しようと借金して器具購入。当時は沖縄での販売店は皆無で、鹿児島より闇船の手蔓で「間縄、綿テープ、アリダード平板器具一式」各二組を工面して何とか事務所らしくなってきた。

次にトランシット、レベル等は、当時米軍工事は日本業者の専属で

彼等の払下げ品を購入して間に合わせた。

1951年（昭和26年）4月1日、沖縄全島に戦後「土地所有権証明書」が琉球軍政府指令第121号により交付され那覇市の土地台帳付属地図は縮尺1:600で他市町村は1:1200で作成され地図の出来が悪くて殆どの測量者は1:600か1:300で実測をし、地図の誤謬訂正、分筆申告を行った。地図には基準点が記載されていないので訂正に際し重ね図作成の照合には苦労した。登記所に進言して訂正図は別にすべきと提案したが採用されず、現在の公図は筆界線が混雑して判読に苦しむ地図になっている。重ね図関係で隣接所有者が同意せず、仕方なく職権調査を願って登記所長、技術館、隣接所有者立会の基に処理していただいた事もある。

1954年（昭和29年）は那覇市の国際通り旧7.30m（4間）を現在の18.18m（10間）に拡張工事が施行された。

那覇市土木課より陸橋（ガープー橋）蔡温橋間の地積更正・分筆申告業務を受託したが、ブルドーザーを始動させながらの突貫工事には戸惑った。

土地台帳付属地図には基準点も

なく現地と地図の筆界がマッチせず1957年（昭和32年）立法第105号「土地調査法」を琉球政府は制定し地図作成に乗り出し、昭和47年5月15日日本復帰により「国土調査法」に名称変更した。沖縄県は戦災と米軍基地の存続により境界が不明で「国土調査法」では処理不能な土地が多々あり、特別立法で「境界明確化法」昭和52年5月18日法律第40号を交付し、地図の整備に努力している。

実測原図を点検して見ると、昭和25年の業務開始時代に使用の雑用紙から、ケント紙に変わり、ケント紙のロールを本土より、都市計画図の様な大型地図作成の為に1956年（昭和31年）頃購入しています。アルミケント紙が1961年（昭和36年）頃、マイラーが昭和63年頃に使用と変化している。アルミケント紙も当初は粗悪でアルミとケント紙が分離して保管に困った時代もあった。平成5年頃に沖縄県にもGPS光波測距義等が進出して来ましたが当初は高価で購入に困った時代もあり、現在は利用度も広がっている。

然し「第14条地図」の大部分はトランシット、平板測量によって行われており、数値法による点座標になると地図の読み取りを慎重にしないと境界紛争を招くおそれがあるので要注意。

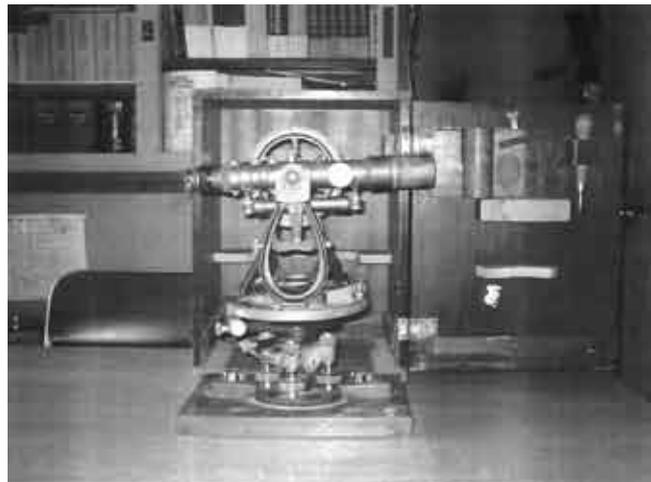
今年初めに筆界特定制度により査定をお願いしている那覇市字松川後原〇〇番地は1959年（昭和34年）5月1日に6筆の分筆依頼を受託し終了している。1970年（昭和45年）3月に国土調査法により第14条地図になっているが、現地は合筆時の石積みが現



アルミケント紙が分離しアルミが腐蝕して紙面を汚す



タイガー計算器



測機舎製トランシット 20秒読み

存しており、誤差が1m程あるので測量当時の筆界確認ミスがあると思っている。

那覇市の第14条地図業務もあと10町程で終了して後は地図の正・誤が問われる時代になりますが土地家屋調査士の出番も益々大きくなり、筆界確定に苦労が…。益々研究心を持って自己の研磨に心かけたい。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 4 月 1 日付
 東京 7491 辰間 敬司 東京 7492 佐藤 尚伸
 東京 7493 武井 美穂 東京 7494 高橋 直樹
 神奈川 2802 菊池 敦 神奈川 2803 箕輪 浩一
 神奈川 2804 高杉 博 埼玉 2415 佐藤 敦
 埼玉 2416 川田 春夫 千葉 2033 高橋 史憲
 茨城 1382 鈴木 英樹 栃木 876 箕輪 和幸
 栃木 877 松倉 貢 群馬 985 松本 貴行
 長野 2530 松永 宏樹 長野 2531 山際由紀子
 長野 2532 高山 聡 新潟 2141 小野塚和則
 新潟 2142 樋口 貴之 大阪 3030 上田 智章
 大阪 3031 谷口 靖 兵庫 2318 管村 謙一
 滋賀 402 田中 敏也 愛知 2665 近藤 達也
 愛知 2666 大矢 峯司 愛知 2667 西尾 敬二
 愛知 2668 山本 知史 広島 1789 中 徹雄
 広島 1790 林 将義 福岡 2130 鹿島浩太郎
 福岡 2131 倉光 高志 熊本 1151 原田 朋秀
 札幌 1125 富樫 正一 札幌 1126 小松 直人
 函館 206 近藤 昌樹 徳島 475 船越由紀子
 徳島 476 木村 徹也

平成 20 年 4 月 10 日付
 東京 7496 石田 稔 千葉 2035 徳永 敦史
 茨城 1384 田中 義廣 長野 2533 石井 喜博
 大阪 3032 雨堤 信介 京都 795 西條 宗夫
 兵庫 2319 吉中 健人 兵庫 2320 遠藤 好英
 愛知 2669 松本 慶司 愛知 2670 本間 芳樹
 愛知 2671 五島 淳夫 愛知 2672 木下 貴雄
 愛知 2673 平野 肇 富山 483 細川 直寛
 岡山 1322 安田 耕治 福岡 2132 吉永 剛
 福岡 2133 荻野 清 香川 674 諏訪 征嗣

平成 20 年 4 月 21 日付
 東京 7497 宇佐 誠 東京 7498 廣田 和博
 埼玉 2417 矢崎 慎一 和歌山 401 小倉 卓司
 三重 841 三木 康晴 岐阜 1186 角 泰徳
 岐阜 1187 森 淳志 鹿児島 1010 市坪 政昭
 愛媛 809 楠 憲一 愛媛 810 古見有起彦

登録取消し者は次のとおりです。

平成 19 年 6 月 16 日付 福島 1338 鈴木 栄
 平成 19 年 11 月 12 日付 福岡 630 松本 俊一
 平成 20 年 2 月 3 日付 宮崎 584 小倉 信一
 平成 20 年 2 月 9 日付 福岡 1132 平塚 隆典
 平成 20 年 2 月 12 日付 兵庫 1325 吉中 誠
 平成 20 年 2 月 13 日付 愛知 401 堀 久子
 平成 20 年 2 月 23 日付 東京 921 井上 寛
 平成 20 年 3 月 1 日付 埼玉 926 小宮 啓至
 平成 20 年 3 月 2 日付 滋賀 357 甲津 松男
 平成 20 年 3 月 10 日付 岐阜 739 田中 安長
 平成 20 年 3 月 18 日付 愛媛 510 松本 一夫
 平成 20 年 3 月 21 日付
 新潟 804 樋口 雄士 福島 1301 船木 一夫
 平成 20 年 4 月 1 日付
 東京 4543 永島 雅 東京 6789 早崎 秀美
 東京 6957 塙 林 神奈川 2681 五郎丸泰弘
 群馬 932 岡田 克徳 奈良 105 和田 隆夫
 鳥取 237 竹森 教光 札幌 1090 山本 敬太
 高知 579 山崎 浩三 高知 623 島内 章
 平成 20 年 4 月 10 日付
 東京 2124 富澤 功次 東京 4928 水上 要蔵
 東京 6325 横市 功 神奈川 1335 鳴島 研也
 神奈川 1385 近藤 昇 神奈川 1735 照井 東男
 神奈川 1951 荒又 一宏 神奈川 2501 上野山吉秋
 埼玉 943 吉澤 衛 埼玉 1605 細井 信幸
 埼玉 1627 桶谷拓三郎 千葉 819 工藤 市
 千葉 1106 北山 香織 千葉 1162 川口 城司
 千葉 1280 穴倉 富三 千葉 1822 及川 宏次
 茨城 872 米田 晴雄 茨城 1182 高柳長一郎
 茨城 1304 瀧本 越平 栃木 741 山村 正治
 静岡 306 井上 一夫 静岡 716 村田 勸
 静岡 907 長谷川清方 静岡 928 高橋 勝洋
 静岡 934 長澤 勝久 静岡 936 平田 忠
 静岡 940 鈴木 裕佑 静岡 1169 森本 英信
 山梨 236 平嶋 道治 長野 183 長谷川袈裟夫
 長野 1608 新井 和郎 長野 1610 永田 堯逸
 長野 1858 荒川 広司 長野 2111 兼田 勲
 長野 2296 山岸 弘邦 大阪 456 坂本 精一

大阪 1199 石田 竹春 大阪 1441 石田 将雪
 大阪 2926 稲岡 雅人 京都 622 木崎 剛
 愛知 484 中尾 勝一 愛知 1275 山本 一
 愛知 1561 丸山 隆澄 愛知 1570 那須 道久
 愛知 1703 五十嵐康幸 岐阜 516 伊藤 弘
 岐阜 603 近藤 昭二 岐阜 701 熊田 幸雄
 岐阜 717 奥野 生 岐阜 825 小林 勝美
 富山 120 茶木 久繁 富山 259 松田 正
 岡山 131 土山 榮一 岡山 1106 難波 脩
 福岡 406 中川 英敏 長崎 506 山下 正昭
 大分 638 田吹 重喜 熊本 775 田山規矩男
 宮崎 28 鬼塚總一郎 宮崎 730 瀬戸口和雄
 山形 193 島田 康雄 山形 1102 佐藤 三郎
 山形 1165 鈴木 進 山形 1187 元木 武行

秋田 925 沼澤 信夫 秋田 1000 高橋 茂
 札幌 545 太田廉太郎 札幌 609 五十嵐正明
 札幌 654 神野 房公 徳島 318 田中 孝佳
 徳島 421 山口 浩志

平成 20 年 4 月 21 日付

東京 4357 飯塚 一永 東京 7255 八巻 佳章
 神奈川 1986 大林 数雄 千葉 1715 増田 一則
 新潟 90 猪又 哲雄 大阪 1539 山下 昌彦
 京都 50 大田 國三 兵庫 1453 松本 良一
 兵庫 2262 森川 哲也 石川 5 西河 透
 鳥取 199 来間 廉 鹿児島 128 尾崎 正知
 鹿児島 666 安楽 利教 函館 146 白尾 博彦
 愛媛 413 石井 健一

① お知らせ

土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する法務大臣の団体指定について



次の土地家屋調査士会が標記法務大臣の団体指定を受けました。

○法務省告示第 225 号

土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 3 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。

平成 20 年 5 月 1 日

法務大臣 鳩山 邦夫

名 称	主たる事務所
長野県土地家屋調査士会	長野市大字南長野妻科 399 番地 2

**4月
16～17日**

平成19年度期末監査会

17日

第2回正副会長会議

<協議事項>

1. 第1回理事会の運営等について

17～18日

第1回理事会

<審議事項>

1. 平成19年度一般会計及び特別会計の決算について
 2. 平成20年度事業方針大綱(案)、同各部事業計画(案)について
 3. 平成20年度一般会計及び特別会計予算(案)について
 4. 日調連会則の一部(連合会会費の改定)改正について
 5. 日調連特別会計規程の一部改正について
 6. 日調連会則施行規則の一部(会員証様式)改正について
 7. 研究所長の選任について
 8. 平成20年度連合会顕彰受賞者について
 9. 土地家屋調査士専門職能継続学習(調査士CPD)制度について
 10. 第4回土地家屋調査士特別研修について
- <協議事項>
1. 平成20年度第65回定時総会提出議案及び運営について
 2. 国際測量者連盟(FIG)総会等への出席について
 3. 連合会会館移転・披露会の開催方法について
 4. その他

第1回理事会業務監査

18日

連合会新会館披露会

21日

第1回日調連ADRセンター会議

<協議事項>

1. 日調連ADRセンターの組織体制の充実について
2. 日調連ADRセンターの運営規則の策定について
3. その他

**5月
8日**

第1回広報部編集会議(電子会議)

<協議事項>

1. 会報について
2. 赤れんがまつり
3. 地理空間情報フォーラム2008
4. 各調査士会へのアンケート
5. 伊能忠敬のみちウオーク及び伊能大図展事業
6. 連合会ホームページ改編について
7. その他
8. 次回会議の日程について

13日

第1回業務部会

<協議事項>

1. 不動産登記規則第93条不動産調査報告書の利用状況及び街区基準点の利用状況に関するアンケートについて
2. 登記基準点について
3. その他

第1回研修部会

<協議事項>

1. 平成20年度事業計画及び予算の執行等喫緊事業について

ちょうさし俳壇

第277回



屋敷森 水上陽三

チューリップ混濁の世に閑はらず
重宝な新入部員芽落葉松
検査入院されと入院木の芽時
木の芽つわりどつと解れて屋敷森
清流の緋の一点は春の鯉

雑詠 水上陽三選

愛知 清水正明

持ち家の重きに喘ぐ蝸牛
五位鷺の彩を映して休らへり
四間道の高石垣や薄暑光
ポランティアのお国訛りや明易し
国宝の筋交ひ太く守宮這ふ

岐阜 深谷健吾

春闘の先頭を行く車椅子
かずかずの出会いかさねて遍路笠
琵琶湖より瀬田・宇治・淀へ川は春
おほかたは夫婦連れかも春の鴨
花見上げ微笑の五百羅漢さま

岐阜 堀越貞有

ふらここや落しどころを決めあぐね
花冷えや宴そこそこに退散し
見おるせば吸い込まれさう花の渦
庭先で退院を待つ雪柳
人に酔ひ車に酔ひて花疲れ

茨城 島田 操

藤の花窓に映して検診車
飲む葉忘れてゐたり新樹光
雨となる兆し牡丹に傘を貸す
女高生の銀輪の列若葉光
明日には延ばせぬ義理や麦の秋

東京 黒沢利久

葉桜や埒なき病ひ父と子に
直進も曲がるのもよし道をしへ
公園に夕べの雨や子供の日
天辺に弱気強気の夏鴉
鉄橋を渡る列車も今朝の夏

埼玉 井上晃一

へら鮎を釣り上ぐるたび春兆す
神の池花の名残の筏浮く
山笑ふケーブルカーの右左
夏近しビニールハウス開け放す
新緑に生きる勇気をもらひけり

三重 小山土ノ子

今月の作品から

持ち家の重きに喘ぐ蝸牛

清水正明
殻を背負った蝸牛ののろろとした動きを、喘ぐと捕らえ、持ち家のローンに苦しむ現代の世相をそれとなく風刺している俳味を買った。

深谷健吾

春闘の先頭を行く車椅子

春闘のひとつのデモの情景を切り取ったものである。春闘もバブル崩壊以降大分様変わりしており、デモ一つを取ってみても昔のように過激なものは影を潜めた観がある。掲出句のデモは障害者の地位向上のために、雇用の拡大或いは待遇の改善を訴えながらの静かな行進の様が伺える。時事的な俳句はとかく軽んじられるけれども、今詠んでおかなければという切実な思いもある。

堀越貞有

ふらここや落しどころを決めあぐね

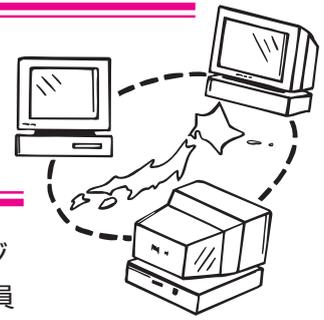
交渉ごとには程合いを見て妥協する必要がある。要するに落しどころを弁えて手を打たなければならないのである。この句の場合は、目下落しどころを決めかねて迷いに迷いながらふらここに揺られているのであろう。

島田 操

女高生の銀輪の列若葉光

作者の居住する地域の高校の女生徒の自転車登校の様を詠んだものであろう。紺の制服に身を包んだ新入生の活気に満ちた清楚な通学風景が若葉の光に映えていやが上にも微笑ましい。若い子たちの賑やかな会話まで風に乗って聞こえてくるようだ。

会員の広場を利活用ください



2003年2月17日から土地家屋調査士会員（以下「会員」）限定のホームページ「会員の広場」が再開されており、2008年5月1日現在で、約7450人の会員がID登録をしております。

土地家屋調査士制度改革期にある今では、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、この会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、会員の広場を利活用ください。なお、IDの発行には2日～1週間程度かかります。

「会員の広場」ID申請方法

1

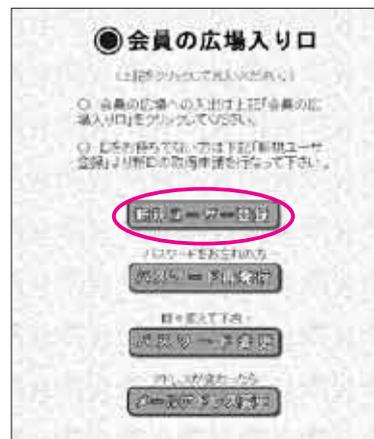
連合会 HP のトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「**会員の広場**」をクリック



2

「新規ユーザー登録」

ボタンをクリック



次のページへ

3

このまま入力！

- ユーザー名：entry（半角）
- パスワード：chosashi（半角）

を入力して OK をクリック

www.chosashi.or.jp に接続

日調連「会員の広場」申込み

ユーザー名(U): entry

パスワード(P): *****

パスワードを記憶する(R)

OK キャンセル

4

「申込み」

ボタンをクリック

会員の広場利用規約

下記の規約に同意の上お申し込みください

（目的）
本規約は、日本不動産調査士連合会（以下「管理人」という。）の管理・運営する会員の広場（以下「広場」という。）を、適正かつ安全及び秩序正しく運用することを目的として定める。

（定義）
本規約において、以下の事項を実施する。
(1) 内部
内部とは、管理人、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士会員をいう。

(2) 外部
外部とは、内部以外のことをいう。

(3) 会員の広場
内部のみが利用できるホームページであり、以下に分類する。

① 会員への各種情報提供ページ
② 会員専用掲示板（以下「掲示板」という。）
③ 会員専用掲示板は、土地家屋調査士連合会における秩序ある情報交換を目的とする。

申込み 印刷

5

◎連合会に申請

申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日～1週間程度かかります。

「会員の広場」利用登録申請

※は入力必須項目です。

*氏名(姓): (全角漢字/例:日調連)

*氏名(名): (全角漢字/例:太郎)

*フリガナ(姓): (全角カナ/例:ニッチョウレン)

*フリガナ(名): (全角カナ/例:タロウ)

*所属会: 選択

*登録番号: (半角数字/4桁)
(4桁未満の方は先頭に「0」を付けて4桁になるように入力して下さい。例:39-0034,114-0114等)

加入年齢が若いほど 基金の掛金は安いんです!!

～いつから始めても、国民年金に未納がない限り、確実に年金が受けられます～



土地家屋調査士国民年金基金

国民年金基金の掛金が安いその理由は…？

国民年金基金の掛金は、民間の個人年金に比べると低く設定されています。これは、国民年金基金が営利を目的としていない公的な年金だからなのです。

国民年金基金は、利益を上げる必要がない分、加入者が納める掛金の設定を低く抑えられるうえ、掛金の全額が所得から控除されるなどの税制上の優遇措置があります。これは加入者にとって、大きなメリットです。ただし、掛金については上限があり、月々68,000円以内となっています。その範囲において、いつ加入しどう組み合わせしていくのか、設定するのはあなた次第です。

国民年金基金の掛金月額は選択した給付の型、加入口数、年齢、性別によって異なります

- 1口目 受け取り年金月額額は35歳0月まで加入の場合3万円（45歳0月まで加入の場合2万円、50歳0月まで加入の場合1万円、50歳1月以上で加入の場合、年金月額は加入期間によって異なります）

		A型(65歳～終身・保証あり)		B型(65歳～終身・保証なし)	
年金月額: 3万円	掛金月額 35歳0月	男	16,680円	女	14,100円
		女	19,905円	男	18,885円

- 2口目以降 受け取り年金月額（1口につき）は35歳0月まで加入の場合1万円（50歳0月までに加入の場合5千円、50歳1月以上で加入の場合、年金月額は加入期間によって異なります）

		A型	B型	I型 (65歳～80歳 ・保証あり)	II型 (65歳～75歳 ・保証あり)	III型 (60歳～75歳 ・保証あり)	
年金月額: 1万円	掛金月額 35歳0月	男	5,560円	4,700円	4,285円	2,980円	4,675円
		女	6,635円	6,295円	4,285円	2,980円	4,675円

モデルケース：35歳0月の男性で、すべてA型に加入した場合

掛金月額：27,800円

65歳からの年金月額

5,560円 3口目

+

5,560円 2口目

+

16,680円 1口目

国民年金保険料

国民年金(老齢基礎年金)

国民年金に
5万円上乗せ!

掛金と受け取る年金を比べてみると…

65歳から毎月5万円の年金を終身受け取る場合（すべてA型加入の場合）

加入年齢	掛金月額	60歳までの掛金総額	税率30%の場合※の 実質的な掛金総額	80歳までの 年金総額 (保証額)	年金(保証額)÷ 実質掛金
35歳 男	27,800円	8,340,000円	5,838,000円	9,000,000円	1.54倍
	0月 女	33,175円	9,952,500円	9,000,000円	1.29倍
40歳 男	36,450円	8,748,000円	6,123,600円	9,000,000円	1.47倍
	0月 女	43,450円	10,428,000円	9,000,000円	1.23倍
45歳 男	50,950円	9,171,000円	6,419,700円	9,000,000円	1.40倍
	0月 女	60,750円	10,935,000円	9,000,000円	1.18倍

※課税所得600万円の場合で、税率が30%（所得税20%+住民税10%）の例

国民年金基金ならいつ加入してもお得です

国民年金基金は、加入者一人ひとりがご自分で設計する公的な個人年金で、いつから始めても、掛金の納付期間に関わらず（短期間でも）、国民年金に未納がない限り、確実に年金が受けられます。

ポイント1 掛金は民間の個人年金に比べて、かなり安く設定されています。

ポイント2 掛金は全額社会保険料控除の対象。税制上の優遇措置が受けられます。

ポイント3 終身年金であれば、長生きするほど受け取る年金は増えていきます。

国民年金基金 Q & A

Q 月々の掛金はどうやって納めるのでしょうか？

A 掛金は加入時にご指定いただく金融機関（ゆうちょ銀行含む）の口座から自動的に振り替えられることになっています。また、国民年金保険料と基金の掛金を併せて口座振替ができる納付委託制度もあります。掛金は4月から翌年3月までの1年分を前納すると0.1カ月分割り引きされます。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！ ▶▶ **HP** <http://www.chosashi-npf.or.jp/>
いますぐアクセス！！

2007年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2007年4月号 (No.603)

）

2008年3月号 (No.614)

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2007. 8	607	第64回定時総会
	2007.11	610	各部活動報告
	2007.11	610	平成19年度第1回全国会長会議
	2007.12	611	鳩山法務大臣／河井法務副大臣表敬訪問
	2008. 1	612	「自由民主党司法制度調査会登記オンライン」プロジェクトチームのヒアリングに関する報告
	2008. 2	613	平成19年度第2回全国会長会議
	2008. 2	613	進行中のプロジェクトの意図すること
	2008. 2	613	オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議報告
	2008. 3	614	日調連技術センター・データセンタープロジェクトについて
	2008. 3	614	日本土地家屋調査士会連合会会館移転現状報告
業務部	2007. 4	603	規則第93条調査報告書・街区基準点等の利用の伝達研修 業務担当者説明会開催
財務部	2007. 8	608	第22回写真コンクール開催
共済会	2007.10	609	第22回日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ大会宮城大会レポート
		600	大規模災害基金状況
研修部	2008. 2	613	「土地家屋調査士測量技術講習会」福岡会場・静岡会場開催報告

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2007. 7	606	能登半島地震報告
	2008. 1	612	「日本を測る人びと～土地家屋調査士法の誕生～」著者藤原政弥
	2008. 2	613	「Land and House Investigator」新春座談会：要は地籍関連分野の専門教育制度の充実 後継者の育成を考える

ブロック協議会・調査士会	2007. 4	603	境界シンポジウム in ぎふ	
	2007. 4	603	モンゴル国からの研修生が「境界問題相談センターかながわ」を訪問	
	2007. 5	604	「境界紛争解決支援センターにいがた」の発足について	
	2007. 5	604	隣人との関係修復のお手伝い 京都境界問題解決支援センターOPEN	
	2007. 5	604	境界問題解決センターとちぎ開設	
	2007. 5	604	ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2007 part6 「地図整備と境界紛争」	
	2007. 5	604	地籍シンポジウム in 滋賀 2007	
	2007. 5	604	鹿児島会坂元会長、博士（工学）の学位を授与さる	
	2007. 6	605	おきなわ境界問題相談センター設立	
	2007. 9	608	「境界問題解決支援センターいばらき」の設立にあたって	
	2007. 9	608	社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会業務研修会 「災害からの都市再生－阪神・淡路の震災復興に学ぶ－」	
	2007.12	611	モンゴル調停人育成コース研修員が「境界問題センターかながわ」を再訪	
	2007.12	611	剣岳測量100年記念 地図展2007 in 富山	
	2007.12	611	地籍フェア2007 in 愛知	
全調政連	2008. 1	612	山口会にADR立ち上げる	
	2008. 3	614	「境界問題相談センターふくい」設立について	
	2008. 3	614	境界シンポジウム in ふくおか	
	2007. 5	604	第7回定時大会開催される	
	外部団体事業	2007. 4	603	第1回空間情報社会シンポジウム
		2007. 6	605	日本マンション学会創立15周年記念 京都大会レポート
		2007. 7	606	赤れんがまつり
		2007. 7	606	国際測量者連盟（FIG）2007年次大会第7分科会報告
		2007. 8	607	全国測量技術大会2007
		2007. 9	608	CSIS SYMPOSIUM 2007 空間情報社会の到来：社会動向と空間統計学の普及
		2007. 9	608	GIS学会シンポジウム in 新潟
		2007.12	611	第3回電子政府オンライン申請体験フェア報告
		2008. 1	612	CSIS DAYS2007 全国共同利用研究発表大会
		2008. 1	612	つくば市制20周年記念 ウォーキング大会

■誌上研修

土地家屋調査士のための法律学

(九州大学大学院法学研究院教授 七戸克彦)

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	(3)電子申請の推進策
2007. 5	604	(4)平成16年不動産登記法改正の全容
2007. 6	605	(5) 地図整備
2007. 7	606	(6)筆界特定・境界紛争ADR
2007. 8	607	(7)公共嘱託登記土地家屋調査士協会
2007. 9	608	(8)土地家屋調査士の倫理

A D R 法施行下における A D R 業務

(愛媛大学法文学部専任講師 和田直人)

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 7	606	第1回 土地家屋調査士会型ADRと認証制度
2007. 8	607	第2回 認証基準の概要
2007.10	609	第3回 認証ADR機関における実務とその 注意点ー説明義務と時効中断ー

その他

掲載号	号数	区分、見出し
2007.10	609	「地理空間情報活用推進基本法」と空間情報社会の展望 (東京大学空間情報科学研究センター 柴崎亮介)
2007.11	610	境界紛争ADRの成功の条件 (水戸地方裁判所長 加藤新太郎)
2008. 3	614	8年越しに果たした約束半分～日本災害復興学会が旗揚げ～ (関西学院大学災害復興制度研究所教授 山中茂樹)

■土地家屋調査士発表論文

国際測量者連盟 (FIG) 2007年次大会第7分科会発表論文

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 8	607	「日本の地籍を支える土地家屋調査士」 (南城正剛制度対策本部委員)
2007. 9	608	「平成16年、17年不動産登記法の改正における土地家屋調査士が果たしている役割」 (藤木政和広報部長)

「第5回国際地籍シンポジウム／土地家屋調査士全国大会 in Kyoto」第4会場「会員論文研究発表」

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	③駐留軍用地の分筆申請のあり方 (沖縄会・菅野貫司)
2007. 5	604	④幾何学的手法による創造的筆界特定の技法について (岐阜会・馬淵良一)
2007. 6	605	⑤サーバー型RTK-GPSを用いた支持物変動把握の実験と測量への応用について (鹿児島会・坂元 均)
2007. 8	607	⑥登記基準点からの登記測量 (岩手会・下斗米光昭)
2007. 9	608	⑦電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働 不動産登記実務における都市再生街区基準点の活用を機縁にした筆界情報の生産・管理の提案 (滋賀会・上田忠勝)
2007.10	609	⑦電子国家政策における地籍図作製事業と官民協働 不動産登記実務における都市再生街区基準点の活用を機縁にした筆界情報の生産・管理の提案 (滋賀会・上田忠勝)

全国測量技術大会2007『登記測量技術発表会』発表論文

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 9	608	①登記測量における基準点活用への一考 (長野会・塩川 豊)
2007.10	609	②不動産表示登記制度と登記地籍情報センター (地籍局) (岐阜会・小野伸秋)
2007.11	610	③十勝沖地震 (2003年) とGPS観測による電子基準点の位置変化 ～土地家屋調査士の目線で作り上げた地図～ (札幌会・高向正信)
2007.12	611	④民間によるWeb登記基準点管理手法の提案 (岩手会・柳平幸男)

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2007. 8	607	会長・副会長就任の挨拶
	2007. 9	608	専務理事・常務理事・常任理事就任の挨拶
	2008. 1	612	新年の挨拶 (会長 松岡直武)
法務省	2008. 1	612	新年の挨拶 (法務省民事局長 倉吉 敬)

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
制 度	2007. 9	608	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
	2007.10	609	〃
	2007.12	611	〃
	2008. 1	612	〃
	2008. 2	613	平成19年度土地家屋調査士試験の結果について
研 修 部	2008. 2	613	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する法務大臣の認証について
	2008. 3	614	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について
研 修 部	2007. 4	603	ブロック新人研修修了者(近畿・中国ブロック)
	2007. 5	604	ブロック新人研修修了者(中部・九州・東北・北海道・四国ブロック)
	2007. 8	607	ブロック新人研修開催公告(関東ブロック)
	2007.11	610	ブロック新人研修開催公告(九州・北海道ブロック)
	2007.12	611	ブロック新人研修開催公告(近畿ブロック)
	2007.12	611	ブロック新人研修修了者公告(関東ブロック)
	2008. 1	612	ブロック新人研修開催公告(中部・中国・東北・四国ブロック)
	2008. 1	612	ブロック新人研修開催公告(中部・中国・東北・四国ブロック)
人 事	2007. 5	604	人事異動 法務局・地方法務局
	2007. 9	608	日本土地家屋調査士会連合会役員会務分掌等一覧表
国民年金基金	2007.11	610	国民年金基金のご案内
	2008. 1	612	なるほどナットク国民年金基金1
	2008. 2	613	なるほどナットク国民年金基金2
	2008. 3	614	なるほどナットク国民年金基金3
叙勲・黄綬褒章	2007. 6	605	平成19年春の叙勲・黄綬褒章
	2007.12	611	平成19年秋の叙勲・黄綬褒章
主催・共催・参加事業	2007. 4	603	全国測量技術大会2007 (概要)
	2007. 5	604	全国測量技術大会2007 (詳細)
	2007. 9	608	地籍フェア2007
その他	2007.10	609	「登記簿等の公開に関する事務」に係る市場化テストの実施について
	2008. 3	614	平成20年度から商業登記所の集中化がスタート!

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2007. 8	607	平成20年度明海大学不動産学部入学志望者の募集
財務部 共済会	2007. 6	605	第22回日調連親睦ゴルフ宮城大会
	2007. 9	608	団体定期保険加入者募集
	2007.12	611	測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内【平成20年度保険開始分】
	2008. 3	614	第23回写真コンクール作品募集
広報部	2008. 1	612	「地理空間情報フォーラム2008」及び「第6回国際地籍シンポジウム」会員研究論文募集のお知らせ

■斡旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研 修 部	2007. 4	603	土地境界基本実務V「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
	2007. 6	605	〃
	2007.10	609	〃
	2007.12	611	〃
広 報 部	2007. 5	604	土地家屋調査士2008年オリジナルカレンダー
	2007. 7	608	〃

■書籍紹介

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
日 調 連 推薦図書	2007. 4	603	表示登記教材「地目認定(改訂版)」、民事法務協会
	2007. 6	605	「要件事実論30講」、村田渉・山野目章夫編、480p、弘文堂
	2007. 8	607	「Q&A不動産登記法」、清水響編著、547p、株式会社商事法務
	2007. 9	608	「筆界特定制度と調査士会ADR」、西本孔昭編著、256p、日本加除出版株式会社
土地家屋調査士の 本 棚	2007. 5	604	「平成19年版 国土交通六法(社会資本整備編)」(国土交通省大臣官房総務課監修、2,480p、東京法令出版株式会社)
	2007. 6	605	「地方自治体 土地情報GIS導入の手引」(国土交通省土地・水資源局土地情報課監修、240p、株式会社ぎょうせい)

	2007. 7	606	「法学検定試験問題集4級(2007年)」(法学検定試験委員会編、374p、株式会社商事法務) / 「法学検定試験問題集3級一般コース(2007年)」(法学検定試験委員会編、552p、株式会社商事法務)
	2007.10	609	「図解不動産業 不動産境界入門ー境界トラブルを避ける方法ー」(西本孔昭編集・執筆、株式会社住宅新報社)
	2007.11	610	「最新 開発許可制度の解説 改訂版」(開発許可制度研究会編集、456p、株式会社ぎょうせい)
	2007.11	610	「法学検定試験問題集4級(2007年) / 法学検定試験問題集3級一般コース・3級司法コース・3級行政コース・3級企業コース(2007年)」(法学検定試験委員会編、株式会社商事法務)
	2008. 1	612	「宅地防災マニュアルの解説 第二次改訂版 全2巻セット」(宅地防災研究会編、1巻483p・2巻712p、株式会社ぎょうせい)
	2008. 2	613	「測量者のためのビジネス情報ファイル<2008年版>」(測量者のためのビジネス情報ファイル編集委員会、社団法人日本測量協会、119p)
その他	2007. 5	604	日調連推薦図書 山口県「土地制度・地図の沿革」のお詫び
	2007.12	611	「境界シンポジウム in ぎふ」報告集 発刊のご案内

■レギュラーコーナー

情報スクランブル

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	大立法時代によせて (札幌大学法学部准教授 舟橋秀明)
2007. 5	604	私は境界訴訟で勝ったことがない (弁護士・仙台弁護士会ADRセンター事務局長 斉藤睦男)
2007. 6	605	独占禁止法の課徴金減免制度 (神奈川大学法学部兼法科大学院教授・弁護士 波光 巖)
2007. 7	606	裁判外紛争解決ということ (弁護士・桐蔭横浜大学法科大学院 教授 大澤恒夫)
2007. 8	607	第2回特別研修を終えて (早稲田大学大学院法務研究科 教授 山野日章夫)
2007. 9	608	国際測量者連盟と日本測量者連盟 (日本測量者連盟総幹事・日本測量協会常任参与 石原正男)
2007.10	609	職能倫理一考 (本田邦夫)
2007.11	610	売買は賃貸借を破らざるとは？ (創価大学法科大学院教授(法学博士) 藤井俊二)
2007.12	611	現場の発想を生かした地籍整備の推進 (規制緩和、民間開放による公共調達の新しい手法) (岐阜県土地家屋調査士会長 林 千年)
2008. 1	612	「公契約法」の制定を (全法務省労働組合 中央執行委員長 岩波 薫)
2008. 2	613	担保法制に求められる現実的使命と理想 (創価大学法学部 教授 花房博文)
2008. 3	614	事業用借地権存続期間の上限引き上げ (成蹊大学法科大学院 教授 上原由起夫)

LOOK NOW

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 9	608	登記基準点の位置付けに関する検討会を開催
2007.10	609	全公連との打合せ会開催
2007.11	610	自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会が開催される。
2007.12	611	第6回国際地籍学会予備会議 IN 釜山
2008. 1	612	法務省民事局民事第二課と打合せ
2008. 2	613	「ADR担当者会同」開催 ADR認証を受けて / ADR認証申請の経緯
2008. 3	614	日本災害復興学会発足記念大会

特定認証局の動き

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	連合会認証局の発行する「ICカード」の 全員所持にむけて
2007. 5	604	オンライン登記のススメ
2007. 6	605	ICカード取得 土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る 手続について
2007. 7	606	土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る 手続について
2007. 9	608	今、一人一人にできる事
2007.11	610	登記情報をネットで入手してみませんか
2008. 1	612	オンライン登記申請のススメ
2008. 3	614	土地家屋調査士の電子署名を活用してみま せんか

広報最前線

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	愛知会
2007. 5	604	札幌会
2007. 6	605	京都会
2007. 7	606	長崎会
2007. 8	607	徳島会
2007. 9	608	宮城会
2007.10	609	千葉会
2007.11	610	佐賀会
2007.12	611	石川会
2008. 1	612	富山会
2008. 2	613	宮崎会
2008. 3	614	福島会

連載短編小説「悲しい隣人」 作家 小杉 健治

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	第6回
2007. 5	604	第7回
2007. 6	605	第8回
2007. 7	606	第9回
2007. 8	607	第10回
2007. 9	608	第11回
2007.10	609	第12回 (最終回)

「美の工房」

工芸評論家 笹山 央

掲載号	号数	区分、見出し
2007.11	610	連載開始にあたって
2007.12	611	第1回
2008. 1	612	第2回
2008. 2	613	第3回
2008. 3	614	第4回

世界遺産候補地

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	平泉—浄土思想を基調とする文化的景観 (岩手会)
2007. 5	604	私たちの石見銀山遺跡 (世界遺産登録候補 地) を紹介いたします。(島根会)
2007. 6	605	井伊氏35万石の居城—国宝・彦根城と重 要文化財の櫓 (滋賀会)
2007. 7	606	武家の古都・鎌倉 (神奈川会)
2007. 8	607	地元静岡県から見た世界遺産候補地「富士 山」(静岡会)
2007. 9	608	富岡製糸場…世界文化遺産登録を目指して (群馬会)
2007.10	609	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群 (奈良会)
2007.11	610	長崎の教会群とキリスト教関連遺産 (長崎会)
2007.12	611	世界自然遺産登録をめざす「小笠原」 (東京会)
2008. 1	612	上野の森の『国立西洋美術館』(東京会)
2008. 2	613	埼玉古墳群の世界遺産登録をめざして (埼玉会)
2008. 3	614	「沖ノ島と関連遺産群」を世界遺産登録に (福岡会)

サムライ・スピリッツ

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	滋賀会 (日調連広報員) 上田忠勝
2007. 6	605	高知会 (日調連広報部理事) 川本達夫
2007. 7	606	旭川会 (前日調連広報部次長) 安川義巳

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 4	603	愛媛会・宮崎会・福島会
2007. 5	604	東京会・香川会
2007. 6	605	長野会・岩手会・新潟会・石川会
2007. 7	606	富山会・香川会・山形会
2007. 8	607	東京会
2007. 9	608	掲載せず
2007.10	609	山形会・徳島会・宮崎会
2007.11	610	福島会・三重会・香川会・奈良会
2007.12	611	鳥取会
2008. 1	612	熊本会・京都会
2008. 2	613	山口会・長崎会・大阪会
2008. 3	614	富山会・新潟会

会長レポート

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇 選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

会員の広場を利活用ください

5月号、9月号を除く各号に掲載

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 5	604	公嘱協会情報 Vol.65
2007. 7	606	公嘱協会情報 Vol.66
2007. 9	608	公嘱協会情報 Vol.67
2007.11	610	公嘱協会情報 Vol.68
2007.12	611	公嘱協会情報 Vol.69 (一年を振り返って 全公連鈴木会長)
2008. 1	612	公嘱協会情報 Vol.70

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2007. 6	605	平成18年度「土地家屋調査士」掲載索引

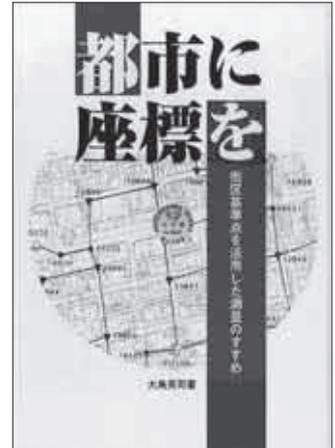


土地家屋調査士の本棚

都市に座標を

～街区基準点を活用した測量のすすめ～

大島英司 著



A5判 224ページ
発行元：株式会社地球社
発行日：平成20年4月25日
定価(税込) 2,100円

内容

平成16年度から平成18年度、民活と各省連携による地籍整備事業の一環として、国土交通省と法務省の連携により都市再生街区基本調査が実施された。本書は、この成果である、全国の都市部を中心に設置された街区基準点の取扱いと活用の方策について、分かりやすく解説されたものである。

筆者は、本事業の担当者として、第一線で関係省庁、全国の地方公共団体等へ東奔西走された、政策研究大学院大学知財政策プログラム 大島英司氏である。(前：国土交通省土地・水資源局国土調査課 課長補佐)

本書中に掲載の資料類については、法務省を経由し、日本土地家屋調査士会連合会が提供を受け、全国の土地家屋調査士会へ向け情報発信を行った街区基準点等に関する情報の集約版の側面もあり、これに筆者の生の解説がなされている。

直接、間接を問わず、この街区基準点等の測量の成果を利用する土地家屋調査士にとって、保存版ともいふべき一冊の資料集及び解説集である。

(連合会業務部)

〈目次概要〉

- 第1章 都市再生街区基本調査の概要
 - 第2章 街区基準点の効用の長期化に向けた地方公共団体と国の取組の概要
 - 第3章 街区基準点をきっかけにした各種の取組について (基本的な取扱い)
 - 第4章 街区基準点をきっかけにした各種の取組について (応用編)
- 都市再生街区基本調査参考資料

購入方法

最寄りの書店にてお買い求め (申込) 下さい。

発行元：株式会社地球社
〒107-0052 東京都港区赤坂4丁目3番5号 電話 03-3585-0087

平成20年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとうございます。



旭日小綬章
高嶋 たくし
たかしま

稔 (富山県土地家屋調査士会)

昭和33年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
富山会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成10年法務大臣表彰等、現在富山会顧問71歳



旭日双光章
青野 あおの
あおの

敏久 (岡山県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
岡山会理事、同副会長、同会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、現在岡山会相談役71歳



黄綬褒章
森田 もりた
もりた

久稔 (埼玉土地家屋調査士会)

昭和35年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴45年
埼玉会理事、同常任理事、同副会長、同会長、
日調連理事を歴任
平成13年法務大臣表彰等、現在埼玉会名誉会長65歳



黄綬褒章
佐々木 たくし
ささき

直俊 (秋田県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
秋田会理事、同会長を歴任
平成16年法務大臣表彰等、現在秋田会名誉会長59歳

※受章者の年令・歴に關しましては、平成20年4月29日發令日の年令・歴です。

編集後記

★宮崎会の第53回定時総会に松岡連合会長代理で出席させて頂く機会を頂戴した。その空路、宮崎市街を上空から眺めて総会会場となる文化の森／ウェルシティ宮崎（厚生年金会館）や宿泊先ホテルを確認することが出来た。デジャブ。視界にはどこかで見た画像を鮮明にとらえた違和感。上空からの景色をいつ、どこで…?と考えを廻らしていると、飛行機からの景色は、宮崎南小学校を挟むように下降しながら五稜郭ならぬ六角形の墓地まで教えてくれる。些細な一時的記憶障害から生じる不思議な感覚。これらの位置情報を以前にYahooの衛星画像で見た事柄に気づくのに時間は要したが、解消すると自己満足で完結はするが気分は爽快となる。

★私が、南国宮崎に足を踏み入れるのは生まれて初めて。事前の宮崎に対する印象は、読売ジャイアンツのキャンプ地と、東国原英夫（そのまんま東氏）知事のインパクトが強い。高知は阪神タイガースの安芸キャンプ地を持ち、同じく“南国”のイメージで観光に力を入れる陸の孤島（交通機関が不便）でも同種のイメージはあった。

★諸般の事情により、臨時総会から蓑原宮崎会長新体制となって初めての定時総会でありました。比例会費の上程案、境界問題相談センター設立に向けた準備委員会の件にもデ

ジャブ。私自身、高知会での平成18年度定時総会と臨時総会における財務部長当時を思い出しました。総会式次第の進行、各種委員会長の事業報告等、ブロックが違うと、システムが違うのか?と驚くほど受ける印象も全く違って、一種新鮮な驚きでとても勉強になりました。…勉強になったと云えば、総会終了後の懇親会では、『公図と境界』（テイハン）の筆者 新井克美先生が出席されて、現在は都城公証人役場にて公証人として御活躍中との事。（小生、迂闊にも先生の名を知らず御迷惑をお掛けしました／赤面）

蓑原会長をサポートする北山、鎌田の両副会長をはじめ各常任理事の夜の執行部体制にも力強い団結力を感じました。公嘱協会の土屋理事長も乱入され、始終“南国人”気質を觀た思いがします。

★“どげんかせんといかん!” 蓑原会長の温厚で優しい眼差しの中に196名の会を引っ張る芯の強さを感じた一夜でありました。宮崎会の皆様、大変お世話になりました。

個人的には、旅の恥は掻き捨ての醜態をさらした夜となり、早く灰になりたい心境ですが、人生も亦、旅。

人の一生たる喜怒哀楽も一夜の夢にて候なれど、一夜で出逢えた知識深く制度発展に熱い思いを秘めた方々との一期一会ともなれば、語らいは一夜では足らず…。

広報部次長 川本 達夫

土地家屋調査士

発行者 会長 松岡 直武
発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

毎月1回15日発行
定価 1部 100円
1年分 1,200円
送料 (1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カード（以下「電子証明書」）をなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。



ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。



トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！



モグ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（ICカード）の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

オンライン指定庁の指定日順に対象支部の会員に対し月800枚を目安に連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ（iiページ）」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について（iiiページ）」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物（ICカード一式）の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について（iiiページ）」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について（ivページ）」を参照ください。

③ ICカードを再発行する場合

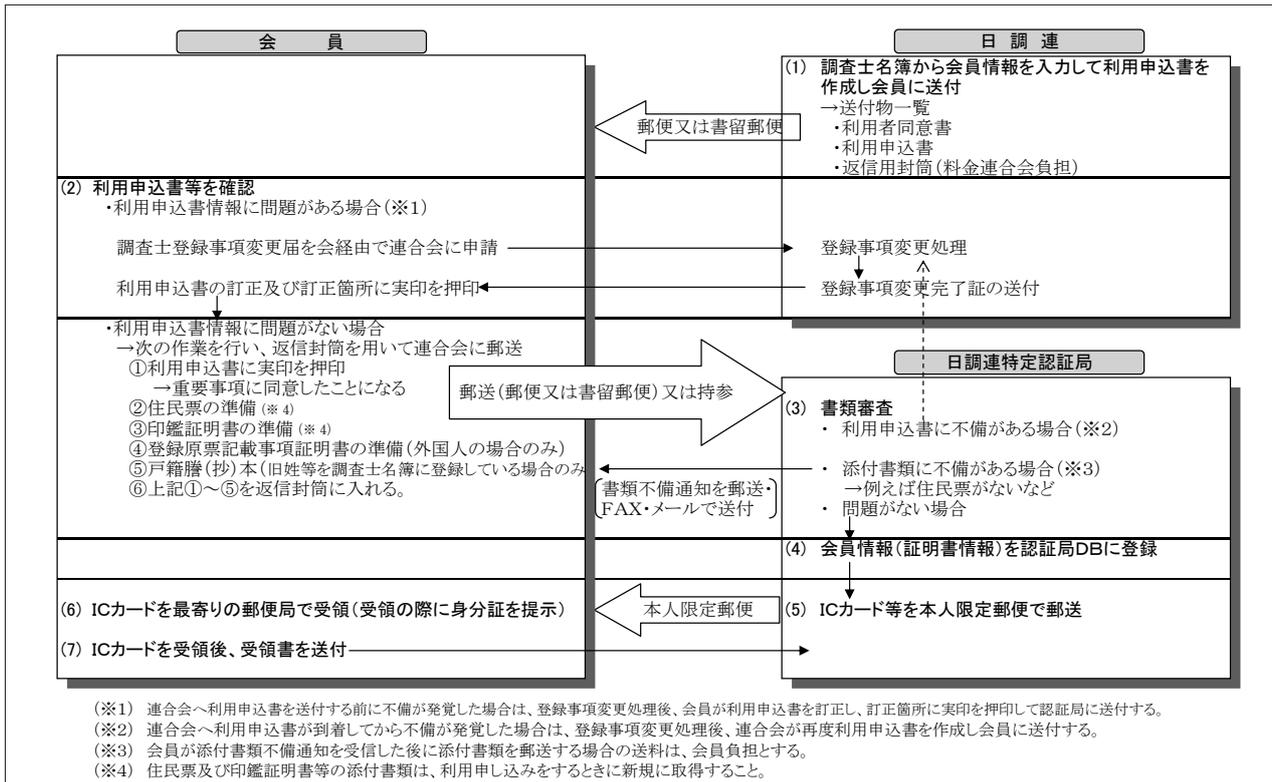
一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（ivページ）」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード等発行までの流れは、下記の(1)～(7)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。（平成18年1月現在）

電子証明書を取得するまでの流れ



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「電子証明書」の発行を平成18年1月から開始しています。

同電子証明書の発行計画は、不動産登記オンライン申請システム導入庁の指定日順に、その登記所の対象支部毎に毎月800名ずつ定期発行するとともに、毎月200名ずつの希望者発行枠を設け、計1,000枚ずつ発行しています。

不動産登記オンライン申請システム導入予定庁に関しては、「不動産登記オンライン申請システム導入予定庁一覧」(<http://www.chosashi.or.jp/repository/07wants/lists.xls>)をご参照ください。また、希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX(03-3292-0059)及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局運営室 行)にてお申し込みください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
- 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail(半角) ○ Tel(半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

《この文書はICカードのお申し込み後にご覧ください。》

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

会員の皆様が受領されるICカードは、下図①～④のような一式となっておりますので、各項目について説明いたします。

- ① 下記②～④が入っている封筒
- ② ICカード受領書
次の作業を行ってから、下記③の封筒に入れて連合会へ送付ください。
 - ・ 自署(氏名)
 - ・ 実印を押印
 - ・ ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

③ 受領書返送用封筒

④ PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。このPIN

コードはICカードにて署名する際に必

要なものですので大切に保管ください。また、PINコードを15回以上ミス(入力等)するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。(この場合は、そのICカードを失効して新規ICカードを再発行する手続きとなります。)



オンライン登記申請を実施するまでの準備について

今、日本土地家屋調査士会連合会認証局サービス（調査士電子証明書）は、全国の会員が等しく利用していただけるよう、着々とカード発行手続を進めております。

会員の皆様は調査士電子証明書を受領されてから、オンライン登記申請を行うための準備事項として、下記のとおりお知らせします。

記

1. オンライン登記申請マニュアル CD の準備

オンライン登記申請を行うための準備からオンライン登記申請の方法までを説明したマニュアルです（平成18年3月下旬に各会に会員数分を送付済）。オンライン登記申請に必要な各種ソフト・ドライバ等も収録していますが、平成18年1月版ですので、法務省HP及び日調連HP等で最新のをダウンロードすることを奨励します。

2. ICカードR/W(カード読取リーダー)の準備

「<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>」を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

3. オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

オンライン登記申請マニュアルCDにも収録していますが、同CDは平成18年1月版ですので、法務省HP(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び日調連HP(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)等で最新のをダウンロードして設定等ください。なお、設定・準備については、同CDの1「準備編」を参考にしてください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書（以下「証明書」という。）の発行を開始し、平成19年11月末日現在で7,018枚の証明書を全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、同証明書の発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、証明書を失効した場合の当該会員への2回目の発行については、1証明書当たり下記「証明書発行費用の支払い方法の1」の費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

なお、その際の費用の支払い方法は下記「証明書発行費用の支払い方法」とおりです。

さらに、証明書発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解のもと会員への案内方よろしく申し上げます。

証明書発行費用の支払い方法

1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・ H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・ H24.1月以降 : 10,000円（税込）

2 振込先等の情報

- ・ 金融機関名 : みずほ銀行
- ・ 支店名 : 江戸川橋支店
- ・ 振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・ 口座 : 普通
- ・ 口座番号 : 1018169
- ・ 振込者名 : 口座名義ではなく下記(※)の数字7桁を入力
(※)会番号2桁(※)+登録番号5桁(例:東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 証明書発行費用の支払い方法

上記1の金額を上記2の要領で振込み、その振込み用紙及び領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		